

中国における麻薬犯罪への 死刑適用に関する研究

王 璽*

- I はじめに
- II 麻薬犯罪への死刑適用の変遷
- III 麻薬犯罪の規定と司法解釈
- IV 麻薬犯罪への死刑適用の実態
- V 麻薬犯罪への死刑適用の理由とその検討
- VI おわりに

I はじめに

中国では死刑¹⁾が多用されており、毎年全世界で死刑適用件数が最も多い国である。また、死刑が適用される罪名のうち、現行刑法典第三百四十七条の麻薬²⁾密輸、売買、運搬、製造罪³⁾に対して死刑が適用される件数は故意殺人罪などの凶悪犯罪に次いで、上位にランクインしている⁴⁾。即ち、麻薬犯罪は実際に死刑が適用されている主要な犯罪の一つとなっている。

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第24巻第2号 2025年8月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

- 1) 本稿において、「死刑」は「即時執行死刑」を指し、「二年執行猶予付き死刑」を含まない。刑法典48条により、死刑は、極めて重大な罪を犯した者にのみ適用される。死刑が適用される犯罪者であっても、直ちに執行する必要がない場合には、死刑判決とともに2年間の執行猶予が宣告されることがある。王雲海「中国の『死刑制限論』と『二年執行猶予付き死刑』」法律時報75巻11号89-97頁（2003）を参照する。
- 2) 「麻薬」とは、元々中国語で「毒品（毒性がある品物）」と呼ばれてきており、日本語では完全に対応した用語が存在しないようである。本稿では便宜上「麻薬」という用語を用いる。具体的に言えば、刑法典357条では、「毒品」とはアヘン、ヘロイン、メタンフェタミン（覚醒剤）、モルヒネ、大麻、コカインおよび国家が規制するその他の依存性を引き起こす麻酔薬および向精神薬を指すと規定されている。

中国における麻薬犯は、建国当初から死刑適用の対象であったわけではなく、国境の開放や経済の発展に伴い、麻薬犯罪の件数が増加し、事態が深刻化する中で次第に死刑が適用されるようになってきたものである。その後、社会の発展に伴って、中国では死刑の適用について改革が行われるようになり、現在では、死刑の適用を積極的に制限しようとしている。とはいえ、麻薬犯罪は依然として死刑廃止の対象とはされておらず、それどころか、死刑適用件数は依然として高止まりしている。麻薬犯罪に対して死刑を適用し続けているのは一体どのような理由によるものなのか、より深く解明することが求められる。

本稿では、麻薬犯罪に対する死刑適用の理由を明らかにするために、以下の4つの側面に分けて、具体的な検討を行う。まず、麻薬犯罪への死刑適用に関する法律の歴史の変遷をたどり、過去の法令や制度の規定を整理・分析する（Ⅰ）。死刑適用に関する法制度の変化とその背景を明らかにし、現行刑法典がどのような経緯を経て形成されたのかを理解する（Ⅱ）。次に、現行刑法典における麻薬犯罪への死刑適用の条文や関連法規の構造を分析し、死刑がどのような基準や要件に基づいて言い渡されるのかを明確にする（Ⅲ）。第三に、死刑適用の実態を紹介し、具体的な事案を概観することで、制度と運用の間にあるギャップや実務的傾向を浮き彫りにし、死刑適用の事実上の基準や判断傾向を明らかにする（Ⅳ）。第四に、中国刑法における「社会危害性」という概念を軸に、死刑適用の理由を検討する。すなわち、麻薬および麻薬犯罪に対する認識、刑事政策と厳罰

-
- 3) 現行刑法典第三百四十七条は以下のように規定している。麻薬を密輸、売買、運搬または製造した者は、その数量の多少にかかわらず、すべて刑事責任を追及し、処罰しなければならない。麻薬を密輸、売買、運搬または製造した者が、次の各号に該当する場合には、十五年の有期徒刑、無期懲役又は死刑に処し、財産の没収を併科する。(1) 1000グラム以上のアヘン、50グラム以上のヘロイン若しくは覚醒剤、またはその他の大量の麻薬を密輸、売買、運搬または製造したとき。(2) 麻薬を密輸、売買、運搬または製造する集団の首謀者であるとき。(3) 武装して麻薬を密輸、売買、運搬または製造したとき。(4) 暴力を用いて麻薬に関する検問、逮捕または勾留に抵抗し、情状が重いとき。(5) 組織的な国際麻薬売買活動に参加したとき。
- 4) 中国の年間死刑判決数または執行人数を見ると、麻薬犯罪は、故意殺人罪に次いで、常に二番目に多い状態にある。麻薬犯罪の年間死刑執行人数は通常百数十人で、多いときには数百人に昇る。王雲海「文化としての犯罪、刑罰、死刑：日本と中国の比較を通じて」高塩博編『刑罰をめぐる法文化』123頁（国際書院、2018）。梅伝強「回顧と展望：我国禁毒立法之评析」西南民族大学学报（人文社科版）1巻245-249頁（2008）。

主義、そして民意の影響の三つの視点から考察する。法制度や判例にとどまらず、その根底にある社会的・思想的原因をも明らかにし、死刑適用が単なる法的判断ではなく、社会の価値判断と政策選択の結果でもあることを示す（V）。このように、歴史的な変遷と現在の情勢を整理したうえで、麻薬犯罪への規定と実態を踏まえ、麻薬犯罪における死刑適用の理由を多角的・体系的に解明することを目的とする。

II 麻薬犯罪への死刑適用の変遷

中華人民共和国の成立直後において、麻薬犯罪に死刑が適用されていたわけではない。麻薬犯罪の状況の変化や法律の整備に伴い、その適用は「存在しない段階」から「適用、拡大する段階」、そして「徐々に制限される段階」へと移行してきた。

まず、麻薬犯罪に対する死刑が適用されなかった時期の状況を見ていく。

1 麻薬犯罪に対する死刑が適用されていなかった（1949年—1978年）

中華人民共和国建国初期においては、麻薬犯罪の状況⁵⁾は深刻であったにもかかわらず、当時の中国政府は、麻薬犯罪に対して死刑ではなく有期懲役によって処罰する旨の法律を制定・公布していた。このように、当該時期は麻薬犯罪に対する死刑が制度的に適用されていなかった時代であると言える。

(1) 麻薬犯罪の関連法律文書の公開

1950年2月、中央人民政府国務院は「アヘン及び煙草の厳禁に関する一般命令」⁶⁾を發布し、包括的な麻薬禁止政策を打ち出し、新中国の麻薬撲滅戦争の開

5) 研究によれば、当時、アヘンなどの麻薬を乱用する者は約2000万人で、これは当時の総人口のおよそ4.4%を占めていた。凌青＝邵秦『从虎门销烟到当代中国禁毒』103頁（四川人民出版社、1997）。

6) アヘンは当初、煙草と混合して吸引されており、その際の名称は「アヘン煙」とされていた。河南省司法厅戒毒管理局「鴉片是怎么从药物变成毒品的」（https://sft.henan.gov.cn/2021/05-11/2142574.html?utm_source=chatgpt.com, 2025年06月05日最終閲覧）。

始を宣言した。各地方政府の民政部門には「煙草と毒品の撲滅委員会（中国語：禁毒禁烟委員会）」が設置され、ポピーの栽培が禁止された。1952年、中国共産党は「麻薬流行の肅清に関する指示」を発表し、公安部も「全国麻薬禁止運動の展開に関する報告」を発表し、全国で大規模な麻薬禁止運動を展開した。上述の政策文書に見られるように、当時の中国政府は麻薬の根絶に向けて全国的な取締体制を構築していたことがうかがえる。しかしながら、これらの措置は特定行為の犯罪化にとどまり、法典上に刑罰を明記するには至っておらず、特に麻薬犯罪に対する死刑制度は制度的に存在していなかった。

(2) 麻薬犯罪の状況

1952年8月から11月まで、政府の計画に従って、行政機関が全国1202の麻薬対策重点地区で一斉に麻薬摘発活動を展開し、結果として、約50日間で約37万人の麻薬犯罪者が摘発された。そのうち、33,786人が刑罰を言い渡され、押収された麻薬は約400万両⁷⁾に達した⁸⁾。

当時、麻薬は厳しく禁止され、隠れて麻薬を使用する場所なども存立できなくなった。同時に社会条件として、大多数の人にとって社会資源が乏しく、収入と生活レベルはかなり低く、麻薬を乱用する余裕もなかった。特に、国は基本的に鎖国状態にあり、海外からの麻薬の流入も困難であった⁹⁾。こうした社会的背景のもとで、この時期の麻薬犯罪は十分にコントロールされていた。

7) 当時の1両を約50グラムと仮定すれば、400万両はおおよそ20トンに相当する。

8) 1952年末に全面的に終了した際、当時の公安部長羅瑞卿が中国共産党中央に提出した「全国禁毒運動の総括報告」によれば、「主な『禁毒』地域において、麻薬の製造・販売・運搬に関与した犯罪者は合計369,705名で、当初の推定を上回る数であった。逮捕者は82,056名で、全体の22%を占める。不完全な統計ではあるが、すでに51,627名が処罰された」と記録されている。<https://ccrd2024.github.io/CCRD%20%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E5%BD%93%E4%BB%A3%E6%94%BF%E6%B2%BB%E8%BF%90%E5%8A%A8%E5%8F%B2%E6%95%B0%E6%8D%AE%E5%BA%93%20%E7%82%B9%E6%AD%A4%E8%BF%9B%E5%85%A5%EF%BC%88HTML%EF%BC%89/3/0/6/000467.htm>。

9) 高巍『中国禁毒三十年——以刑事規制为主线（修訂版）』16頁（上海社会科学院出版社、2016）。

(3) 「無毒国」の建設

上述の大規模な麻薬禁止運動を経て、中国政府は1953年より「無毒国」の建設を公式に宣言した。この「無毒国」の状況は、概ね1978年の改革開放¹⁰⁾直前まで継続したとされる。この間、中国国内では麻薬の流通や乱用は極めて限定的であり、主として国境地域において散発的な乱用事例が報告されるにとどまった。こうした状況の下、政府としては、麻薬犯罪に対してそれ以上の厳罰化措置を講ずる必要はないと判断していたものと考えられる¹¹⁾。

この時期において、他の重大な犯罪に対しては死刑の規定および適用が存在していたものの¹²⁾、麻薬犯罪に関しては、死刑が規定されていなかった。麻薬犯罪は、当時の法政策において国家の安全や国民の生命に直結するような「最も重大な犯罪」としては位置づけられておらず、死刑によって厳罰化すべき対象とは明確に認識されていなかったと考えられる。

2 麻薬犯罪への死刑適用の開始と拡大 (1979年—1997年)

次に、改革開放以降から1997年刑法の制定に至るまでの期間は、麻薬犯罪に対する死刑制度が制度的に確立され、その適用が本格的に開始・拡大された時期であると位置づけられる。

このような制度的変化の背景には、改革開放政策と密接に関連する国境管理の緩和が挙げられる。すなわち、改革開放政策に伴う国境の開放は、麻薬の流通環

10) 「改革開放」とは、1978年に中国共産党第十一期三中全会において採択された経済改革および対外開放政策を指す。この政策により、中国は計画経済から市場経済への転換を進めるとともに、法制度や行政体制にも大きな変革がもたらされた。

11) 莫洪憲「中国毒品犯罪死刑の概況及其控制」政法論叢6期3頁(2014)。

12) この時期、法制度は未整備であったが、死刑に関する規定は、例えば、1951年の「反革命処罰条例」や「国家通貨犯罪処罰暫定条例」、1952年の「汚職処罰条例」など、いくつかの単行刑法条例において見られた。死刑が規定された罪名は、主に、スパイ罪、反革命破壊罪、反革命殺人罪などの反革命罪であった。さらに、汚職・贈賄罪や国家通貨偽造罪なども死刑の対象とされた。1956年に最高人民法院は、実務における罪名、刑種および量刑幅度について体系的な総括を行った。それによると、上記の単行刑法条例に記された罪名に加え、故意殺人罪、故意伤害(致死)罪、強姦罪、常習窃盗・詐欺罪、虐待致死罪、通信設備破壊罪、偽薬製造・販売罪、貴重文化財の盗売・盗輸送罪など、一般刑事犯罪も死刑適用罪名に含まれていた。高銘暄「我国的死刑立法及其发展趋势」法学雑誌1期5頁(2004)。

境にも大きな影響を及ぼすこととなった。特に、中国の周辺には多くの麻薬生産地が存在しており、国境管理の緩和により、これらの地域から中国国内への麻薬の流入が容易になった。さらに、周辺諸国と比較して中国における麻薬関連の刑罰が相対的に軽かったため、中国は急速に麻薬取引の重要な経由地となっていった。この結果、中国の麻薬問題は急速に深刻化し、既存の法制度では麻薬犯罪の取り締まりや抑止が十分に機能しなくなった。こうした状況を受け、1979年刑法典の制定を契機として麻薬犯罪に対する死刑適用が大きく拡大された。そして、「厳打」¹³⁾などの刑事政策と死刑再審査権¹⁴⁾の権限委任といった制度運用を通じ、立法者は厳罰主義の方針を掲げ、死刑の威嚇効果をもって、麻薬犯罪の抑制を図ろうとしたのである¹⁵⁾。

(1) 麻薬犯罪の状況

中国政府の見解によると、改革開放以後、中国は世界的に重要な麻薬の流通経路となっていった¹⁶⁾。同時に、経済社会の発展に伴い、国内にも麻薬消費市場が形成され、麻薬は急速に全国の大部分の地域に蔓延した。それとともに、中国の麻薬乱用者数は大幅に増え続けた¹⁷⁾。社会治安の悪化が深刻化し、厳しい麻

13) 特定な時期の犯罪を撲滅するためのキャンペーンであり、中国では主に1983年、1996年と2001年に三回実施されたものを指す。「厳打は党の指揮の下で、犯罪制圧という目標に向けて、有効利用できるリソースを総動員する政治運動」とする学者もいる。坂口一成「現代中国における『司法』の構造 (5)：厳打：なぜ刑事裁判が道具となるのか」北大法学論集57巻6号52頁(2007)。

14) 中国の死刑手続は死刑の裁判手続と死刑の執行手続に分けられるが、死刑の裁判手続は通常の訴訟手続と死刑再審査手続との二つの段階を含む。通常の訴訟手続においては、被告人又は検察院が控訴しなければ第一審の判決又は裁定の判決又は裁定は確定し、法的効力を有する。これに対して、死刑事件については、死刑再審査手続を経なければ判決は法的効力を生じない。張凌「中国刑事法における死刑の手続」早稲田法学会誌48巻163頁(1998)。

15) 高・前掲注9) 38頁。

16) 莫・前掲注11) 3頁。

17) 中国の公安部門に登録された麻薬乱用者の数は1990年には7.0万人だったのが、1991年に14.8万人、1992年に25.0万人、1994年に38.0万人、1995年に52.0万人となり、1997年末には54.0万人に増加した。「国際麻薬取締デー、中国の麻薬取締の歴史を振り返る」(https://www.yiyang.gov.cn/mzj/2248/38591/content_1850335.html, 2025年6月5日最終閲覧)。

薬対策も行われるようになった。

研究等によれば、この時期の麻薬犯罪に以下の六つの特徴が見られることが明らかにになっている¹⁸⁾。第一に、麻薬犯罪事案、特に大口麻薬密輸・売買事案が急激に増加した¹⁹⁾。第二に、国内の麻薬消費市場の拡大に伴い、国内の麻薬需要と海外の麻薬生産が相互に刺激し合い、散発的な麻薬売買事案が急激に増加した²⁰⁾。第三に、麻薬の精製速度が上昇し、社会に流入する主要な麻薬の品種はすぐに伝統的なアヘンから精製麻薬のヘロインになった²¹⁾。第四に、海外からの麻薬の密輸入と同時に、国内から大量の麻薬製造原料が密輸出され、相互密輸が形成された。第五に、犯罪の手段と捜査を回避する方法が次々と更新され、麻薬犯罪者が武装して逮捕に抵抗する事案がしばしば発生した²²⁾。第六に、麻薬犯罪が集中する場所と相対的に固定された輸送経路が形成された²³⁾。

18) 鄭蜀饒『麻薬犯罪の法律適用』19-24 頁（人民法院出版社、2001）。

19) 20 世紀 70 年代後半、国際麻薬売買集団は中国を麻薬密輸・売買の経路とし、麻薬は海外から雲南、広西、広東を経由して香港に輸送され、欧米などに転売された。当時、中国国内ではまだ大規模な麻薬消費市場が形成されていなかったため、海外から輸入された麻薬の大部分は最終的に国際麻薬市場に流入した。鄭・前掲注 18) 20 頁。

20) 1999 年時点で麻薬犯罪の摘発があった県・市はすでに 2000 を超えており、登録された麻薬乱用者は 68.1 万人に達していた。このような多数の麻薬乱用者が乱用した麻薬の総量は驚くべきものであり、平均一人当たり毎日 0.1 グラムのヘロインを乱用したと計算すると、国内の年間麻薬消費量は 20.0 トンに達した。さらに、この数字には暗数にあたる麻薬乱用者は含まれていない。鄭・前掲注 18) 21 頁。

21) 1988 年以前、中国国内で押収された麻薬は、数量から言えばアヘンが最も多かった。しかし、1989 年に押収されたヘロインは 500.0 キロに達し、前年の 2 倍に増加した。同年に押収されたアヘンは 269.0 キロであった。その後、ヘロインは国内外で売買される麻薬の主要な品種になり、麻薬売買に占める割合は年々大幅に増加した。鄭・前掲注 18) 21 頁。

22) 例えば、様々な生活用品、食品、電気製品、本、工芸品、さらには靴、帽子などが、麻薬犯罪を偽装・隠匿するために利用された。人の身体を利用する「運び屋」も稀なことではなかった。運び屋は麻薬が胃に残存する時間を長くするために、胃腸の働きを遅らせる薬を飲ませられた。税関通過時に経験が豊富な捜査員に発見されやすくなっていたとき、麻薬運搬者は税関を通過する前に鎮静剤を服用し、緊張が外部から気づかれにくいようにした。公安機関による現代技術を利用した事案の摘発を回避するために、多くの犯罪者は一回の麻薬取引を終えた後携帯電話を交換する方法を採用した。鄭・前掲注 18) 22 頁。

23) いくつかの地方は悪名高い麻薬集散地と麻薬事案の多発区域を形成した。このような区域は中央・地方政府の大きな関心を惹いたため、特別な麻薬犯罪対策を行った。鄭・前掲注 18) 23 頁。

(2) 麻薬犯罪の関連法律文書の公開

中国政府は当時の法律には蔓延している麻薬犯罪に対する抑止力が不十分であると判断し、1982年に「経済を深刻に破壊した犯罪者を厳罰に処する決定」を公布し、麻薬の製造、売買、運搬の罪²⁴⁾に対して死刑を適用可能とする規定を導入した。続いて、1988年の「密輸罪処罰に関する補足規定」では、麻薬密輸行為に対しても死刑を設けた。また、中国は1989年に「麻薬及び向精神薬の不法取引に関する国際連合条約(1988年)」を批准し、それを参照して1990年に「麻薬管理に関する決定」を公布した。この決定により、麻薬の密輸・売買・運搬・製造といった関連行為に対する法定刑が大幅に引き上げられ、死刑が明示的に適用されるに至った²⁵⁾。

(3) 麻薬犯罪に対する「厳打」刑事政策の運用

1978年に始まった改革開放政策により、1980年代の中国は計画経済から市場経済への移行を本格的に開始した。経済体制や社会構造の急激な変化にともない、各地で治安の悪化や犯罪の多発が深刻な社会問題となっていった。

これに対処するために、中国は「厳打」というスローガンを打ち出し、重要な刑事政策として定着させた。中央指導者は「深刻な犯罪に集中的に打撃を与えるには、断固として逮捕、裁判、労働改造²⁶⁾を実施し、厳罰を与えなければなら

24) 1979年刑法では、麻薬犯罪に対する法定刑が引き上げられ、死刑も法定刑として明示された。すなわち、「麻薬を製造、売買、運搬した者は、特に重大な情状がある場合、10年以上の有期徒刑、無期徒刑または死刑に処し、財産も没収することができる」と規定された。

25) 「麻薬管理に関する決定」第2条によれば、麻薬の密輸、売買、運搬、製造を行った者が、次のいずれかの情状に該当する場合には、15年の有期徒刑、無期徒刑または死刑に処し、財産を没収すると規定されている。(1) 1キログラム以上のアヘン、50グラム以上のヘロイン、またはその他大量の麻薬の密輸、売買、運搬または製造を行った場合。(2) 麻薬密輸、売買、運搬、製造組織の主要メンバーである場合。(3) 武装して麻薬を密輸、売買、運搬または製造した場合。(4) 検査、勾留、逮捕に対して暴力で抵抗し、情状が重大である場合。(5) 国際麻薬取引組織の活動に関与している場合。

26) 労働改造とは、被収容者に対して強制的な労働を課すことにより、思想改造および秩序維持といった管理目的の達成を図る制度である。中国においては、労働改造と労働教養はあわせて「二労」と称されているが、後者は刑事制度ではなく、行政処罰制度の一種に位置づけられている。

ない……今は非常事態であり、法律をより重く、より素早く集中的に適用し、厳しくしなければならない。」と述べ、「従重、従厳、従快（より厳罰、より厳格、より快速）」の刑事政策が採用されるようになった²⁷⁾。

「嚴打」刑事政策の初期段階では、社会治安は一時好転したため、多くの国民がこの政策に対して肯定的な態度を示していた。司法機関も一定の成果に自信を深め、より積極的かつ広範に「嚴打」を実施し、多くの人が逮捕された²⁸⁾。1983年に展開された「嚴打」運動では、麻薬犯罪も重点取締対象の一つとして位置づけられた。そして、1996年の「嚴打」期間においても、麻薬犯罪が規制対象に規定され、殺人や強盗と同じ重大な犯罪として見なされ、厳しく処罰されることとなった²⁹⁾。

「嚴打」政策には一定の抑止効果があったと評価されている一方で、その適用が過度に及んだ側面も否定できない。すなわち、このような厳罰政策では麻薬などの犯罪の多発を一時的に抑止することができたものの³⁰⁾、時間の経過とともに、その効果は徐々に減退する。頻繁に打撃キャンペーンを繰り返しても、長期的には重大な犯罪は抑止されず、逆に急増することもあった。「中国のキャンペーンそのものが通常の法執行体制である……典型的なのは麻薬犯罪の場合である。死刑も辞さない厳しい取締まりのキャンペーンを行えば、一時的には減少するが、そのキャンペーンが終われば、麻薬犯罪がすぐに復活して再び広がっていく。」³¹⁾と指摘された。同時に多くの冤罪事案も引き起こされ、法制度への信頼が損なわれた³²⁾。

(4) 死刑再審査権の権限委任

「嚴打」政策の一環として、死刑の迅速な執行を目的とした制度的措置も講じ

27) 崔敏「八十年代『严打』的回顾与反思」炎黄春秋5期18頁(2012)。

28) 何挺「严打刑事政策研究」中国政法大学博士論文38頁(2009)。

29) 馬天山『中国的法治和法治的中国』22頁(中国人民公安大学出版社、2004)。

30) 莫洪憲＝任嬌嬌「毒品犯罪严打整治行动理论反思与对策革新」政法論叢5期73頁(2015)。

31) 王雲海『日本の刑罰は重いか軽いのか』144頁(集英社新書、2008)。

32) 崔・前掲注27)21頁。

られた。その一つとして、死刑再審査権の権限委任である。すなわち、大都市などで重大な犯罪を撲滅するため、本来は最高人民法院に属していた死刑再審査権を、1980年2月から同年末までの期間限定で省級高级人民法院に委任することが決定された³³⁾。

しかし、死刑再審査権を委任された地方の人民法院は「従重、従厳、従快（より厳罰、より厳格、より快速）」の効果を追求して死刑判決に対する慎重さを欠いたために、死刑が多用されるに至った³⁴⁾。すなわち、この時期における麻薬犯罪への死刑適用は、麻薬犯罪の深刻化という客観的な現実と、社会の安定を維持するために国家が厳格な取締りを求めた刑事政策上の要請という、二重の需要に基づいて生じた結果であると見ることができる。

また、死刑再審査権の委任によって、死刑適用基準の一貫性が失われ、個々の司法上の判断において厳格な刑事政策に追従する形で恣意的な死刑適用が行われるようになってしまっていた。

3 麻薬犯罪への死刑適用の制限（1997年—現在）

1997年以降も、中国における麻薬犯罪の件数は依然として増加し続けている。特に、国境管理の緩さや周辺国との地理的な近接性を背景に、ゴールデン・トライアングルなどの地域からの麻薬の浸透が続き、それに伴って麻薬の製造および密輸に関わる犯罪が顕著に増加している。また、麻薬の蔓延により、麻薬乱用者の数が急増し、それに伴って社会の安全を脅かす多くの犯罪も誘発されている。

このように、麻薬の蔓延とそれに伴う治安の悪化に直面する中で、中国の最高人民法院は、麻薬犯罪に対する処罰の基準を整備し、その適用の一貫性を確保する必要性に迫られた。その対応として、一連の会議紀要や司法解釈などの文書を通じて、頻発する麻薬犯罪に対する規制および死刑適用に関する判断基準の明確

33) 1983年人民法院組織法第十三条が改正され、「死刑事件は最高人民法院によって判決されたもの以外は、最高人民法院によって承認されるべきである。殺人、強姦、強盗、爆発、その他公共の安全と社会治安に深刻な危害を与える死刑事件の再審査権については、必要な時に、最高人民法院が省、自治区、直轄市の高級人民法院にその行使を許可することができる」と規定された。

34) 黄華平＝花林広「论『严打』中死刑的合理控制」公安大学学报2期22-27頁（2002）。

化が進められた。また、2007年には最高人民法院が死刑再審査権を取り戻し、死刑適用の慎重化と厳格な制限を図った。この時期は、麻薬犯罪に関する死刑基準をさらに明確化し、再審査を通じて死刑の適用を減らし、より合理的かつ統一的にコントロール・制限する段階へと移行したと評価できる。

(1) 麻薬犯罪の状況

1997年以降、海外からの麻薬については「南北の攻撃と四方の包囲、多人数の越境と四方からの潜入」という深刻な状況が形成され、中国は麻薬の「通過国」から麻薬の「通過と消費」が共存する麻薬被害国へと変貌した³⁵⁾。この時期、麻薬関連事件数、検挙事件数および麻薬乱用者数³⁶⁾がいずれも倍増し、とりわけ深刻なのは、登録された麻薬乱用者の大多数を若者が占めている点である³⁷⁾。

こうした麻薬の蔓延状況の変化に伴い、近年の麻薬犯罪には以下の六つの顕著な特徴が見られている。第一に、麻薬事件の数、犯罪者数及び押収した麻薬の数量が激増している³⁸⁾。第二に、麻薬密輸入・製造犯罪が増加している。国際的に麻薬の蔓延が続く中、製造・流通が盛んな地域から中国への麻薬の浸透が激化しており、国境と臨海地域を通じた麻薬密輸入犯罪は依然として高い水準を維持している。また、国内では合成麻薬の製造犯罪が顕著に増加し、大部分の省で行われている。第三に、麻薬の種類が多様化している。伝統的な麻薬であるヘロイ

35) 張遠煌『中国非暴力犯罪死刑限制与废止研究』101頁（法律出版社、2006）。

36) 例えば、1999年の麻薬犯罪の摘発件数は全国で6万5千件に上り、押収量はヘロイン5.3トン、アヘン1.1トン、覚せい剤16.0トンに達した。その他コカイン、大麻なども一部押収された。1998年と比較して総検挙件数は2.40%、押収総額は33.6%増加しており、麻薬犯罪は増加傾向にあった。1999年末には登録された麻薬乱用者の数は68.1万人に達し、2000年には総人口の0.54%を占めた。麻薬乱用者の71.5%がヘロインを乱用し、35歳以下の麻薬乱用者は79.2%を占めた。2002年には麻薬乱用者登録数は累計100万人に達し、2003年末には105万3000人に達した。麻薬乱用者が1,000人以上の県は171個、100人から1,000人の県は742個あった。専門家の推計によると、全国で麻薬による経済損失は年間少なくとも1000億元（約11兆円）以上に達した。中華人民共和国国際連合常設代表部サイト「政府白書（2000）」（http://un.chinamission.gov.cn/zjzg/zfbps/200207/t20020705_8349946.htm, 2025年06月04日最終閲覧）。

37) 謝望原＝盧建平『中国刑事政策研究』116頁（中国人民大学出版社、2006）。

ンの占める割合は年々低下する一方で、合成麻薬メタンフェタミンの占める割合が絶えず増加し、同時に、新型麻薬犯罪は全体的に増加傾向を呈している³⁹⁾。第四に、麻薬犯罪の発生は依然として国境・沿海地区に集中しているが、以前とは異なりそれ以外の地域でも全国的に発生するようになってきている。第五に、麻薬犯罪と他の犯罪には強い関連性が見られる。麻薬犯罪を犯した麻薬乱用者には麻薬売買や購入資金を得るための窃盗など他の犯罪を犯す者が少なくない。これは麻薬乱用者本人だけでなくその家族にも破壊的な影響や多大な財産的損害を与えることに加え、殺人罪、窃盗罪、強盗罪、奪取罪⁴⁰⁾(中国語：抢夺罪)、詐欺といった各種の犯罪を誘発する⁴¹⁾ことで治安と社会に重大な影響を与えている。第六に、麻薬犯罪者は通常組織的に麻薬を製造し、併せてインターネットなどの手段での売買行為を行う⁴²⁾。

(2) 麻薬犯罪に関する法律文書

以上のように、麻薬犯罪の拡大に伴って、既存の法制度では対処しきれない問題が顕在化してきた。そのため、中国の司法機関は対応を模索し始め、麻薬関連の法律や規制の整備を進めていくこととなった。

38) 例えば、「2020年中国の麻薬情勢に関する報告」、「2016年中国の麻薬情勢に関する報告」「2017年中国の麻薬情勢に関する報告」によると、全国で麻薬犯罪事件6.4万件が摘発され、被疑者9.2万名が逮捕され、麻薬55.4トンが押収され、麻薬犯罪者42.7万人が処罰された。全国人民法院一審審理終了麻薬犯罪事件数は全体的に増加傾向を示し、2015年に史上最多の13.9万件に達した。2016年と2017年には連続して低下したが、それぞれ11万件以上であった。麻薬犯罪事件数が全刑事事件数に占める割合は依然として高く、事件数は各種刑事事件の中で上位に位置している (http://www.nncc626.com/2021-07/16/c_1211244064.htm, 2025年06月04日最終閲覧)。

39) 中国国内では、合成カンナビノイド系物質の乱用事例が増加しており、麻薬使用運転や故意傷害事件など、公共の安全に深刻な影響を及ぼす事案も頻繁に発生している。このような背景には、2021年に公安部、国家衛生健康委員会および国家薬品监督管理局は共同で公告を発出し、合成カンナビノイド系の新精神活性物質をクラスごとに一括して規制対象とすることを正式に決定した。中国は、このような包括的な規制方式を採用した世界初の国家である。さらに、フルアミノケトンなど18種類の新精神活性物質も新たに規制リストに追加された。人民網サイト (<http://opinion.people.com.cn/n1/2021/0513/c1003-32102662.html>, 2025年06月04日最終閲覧)。

40) 中国刑法第二百六十七条に規定されている罪名であり、「暴力を乱用せずに他人の財物を公然と奪うこと」をいう。

最高人民法院は、麻薬犯罪事件の審理に関する経験を集約して共有し、今後の司法実務の指針を明確にするため、2000年1月に広西南寧市で麻薬犯罪事件の審理に関する全国シンポジウムを開催し、同年4月に「全国法院麻薬犯罪事件の審理紀要」（以下「南寧会議紀要」という）を公布した。同紀要では、「中華民族の興亡と国家の安定の観点から、麻薬犯罪を厳格に取り締まる必要がある」とし、刑法を積極的に運用し、死刑適用が相当な場合には断固として適用すべきことを強調した。これを受け、各級の法院は「嚴打」の方針を徹底し、多数の麻薬犯罪者に嚴罰を科すようになった。前の時期と同様に、「嚴打」政策のもと死刑を積極的に用いようとするものではあるものの、この時期には、より明確な基準に基づいた運用の一貫性が重視される態度が窺われる。

その後、最高人民法院は2008年には「全国の一部の裁判所による麻薬犯罪事件審理業務座談会紀要」（以下「大連会議紀要」）を發布し、とりわけ死刑適用の基準と実務上の判断について、13項目⁴³⁾にわたる明確な指針を示した。その中

41) 統計によると、海南省の強盗・強奪事案の80.0%は麻薬乱用者によるものである。公安部の統計によると、一部の地方の6割から8割の「二強一盗（強盗、奪取、窃盗）」事案が麻薬乱用者によって行われている。8割の女性麻薬乱用者が売春活動をしており、全国のエイズ感染者のうち2割ほどが麻薬注射によって感染した者である。新華社通信「国際麻薬撲滅日：全国に登録されている麻薬乱用者は258万人に達している」同時に、麻薬乱用によって精神異常、暴力攻撃、自殺自傷などを引き起こす事件や、一族が没落したり四散したりするなどの悲劇が発生することがある。同時に、麻薬問題はテロリスト犯罪、黒組織犯罪と関連しやすく、国家の安全と公共の安全に深刻な影響を与える（http://www.miluo.gov.cn/25305/62935/content_1833330.html, 2025年06月04日最終閲覧）。例えば、「2014年中国の麻薬情勢に関する報告」により、「麻薬の急速な蔓延に伴い、麻薬使用した後に、自殺・自傷、他者への傷害、麻薬使用運転、警察への暴力的抵抗、事故・事件の引き起こし等、個人による過激な事件がしばしば発生している。麻薬使用者データベースと刑事事件データベースとの照合によると、2014年において全国で麻薬使用者が関与した刑事事件は14万9千件に上り、同時期の刑事事件全体の12.1%を占めた。その内訳としては、強盗、窃盗などの財産犯が7万2千件、麻薬関連犯罪が4万7千件、殺人、誘拐、強姦などの重大暴力犯罪が300件余りであった。」と報告されている（http://www.nncc626.com/2015-06/24/c_127945747_2.html, 2025年06月04日最終閲覧）。

42) 「2020年中国の麻薬情勢に関する報告」によれば、新型コロナウイルス感染症の流行期間中であっても、麻薬犯罪の情勢は依然として深刻な状況にあった。インターネットを利用した麻薬取引の手口は多様化しており、関連の麻薬犯罪事件は4709件摘発され、容疑者8506人が逮捕され、押収された麻薬は856.9キログラムにのぼった。これらの数字は、全国の麻薬事件全体のそれぞれ7.4%、9.2%、および1.5%を占めている（http://www.nncc626.com/2021-07/16/c_1211244064.htm, 2025年06月04日最終閲覧）。

では、特に、麻薬犯罪に対する死刑適用に関する規定が明確にされ、死刑適用が可能な情状が規定される⁴⁴⁾とともに、麻薬の数量が死刑の適用基準に達している場合でも、即時執行の死刑を宣告しない選択肢もあり得ることが示された⁴⁵⁾。また、犯罪の為に人を雇う側と雇われる側の区別を重視し、雇われる側に対しては死刑執行猶予付きの判決が一般的であるとした。但し、雇われて麻薬犯罪を犯した犯罪者に対する即時執行死刑の適用可能性は完全には排除されていない。

2015年には「全国裁判所麻薬犯罪審判業務座談会紀要」（以下「武漢会議紀要」）が公布され、厳罰方針を継続しつつも、死刑適用における判断要素の体系

43) 以下の13項目が挙げられている。一、麻薬事件の罪名と数量の認定問題、二、麻薬犯罪に対する死刑適用問題、三、麻薬運搬罪の刑罰適用問題、四、麻薬製造罪の認定と処罰問題、五、麻薬含有量の鑑定と混合型、新類型の麻薬事件の処理の問題、六、内偵捜査による事件の処理問題、七、麻薬事件における事功績に関する問題、八、再犯の場合の処罰に関する問題、九、共同して犯罪が行われた場合の問題、十、主観的「認識」の認定問題、十一、麻薬事件の管轄問題、十二、妊婦・授乳中の女性などの特定の犯罪者が関与する場合の問題、十三、麻薬事件における財産刑の適用と執行の問題である。

44) 具体的には以下のように定められている。(1) 麻薬犯罪集団の主要なメンバーである、麻薬犯罪を武装して援護した、検査、勾留、又は逮捕に暴力を用いて抵抗した、若しくは組織的な国際麻薬取引活動に参加しているなどの重大な事情がある場合。(2) 麻薬の数量が死刑の適用基準に達していることに加えて、再犯であること、若しくは未成年者を密輸、売買、運搬又は製造に利用又は教唆したことのうち、いずれかの事情があること。(3) 麻薬の数量が死刑の適用基準に達していることに加えて、麻薬の密輸、売買、運搬、又は製造を繰り返している、複数人に麻薬を売買した、麻薬犯罪時に複数人に麻薬の乱用場所を提供した、麻薬更生監督所に麻薬を密輸した、国家公務員がその地位を利用して麻薬犯罪を行った、若しくは職業犯、再犯者、又は集団麻薬事件事案の主犯者のいずれかである場合。(4) 麻薬の数量が死刑の適用基準に達しており、その他の加重的な情状がある場合。

45) 具体的には以下のように定められている。(1) 被告人が自首又は功績などの法定減輕事由を有している場合。(2) 押収された麻薬の数量では死刑の適用基準を満たさず、逮捕後にまだ把握されていなかった他の麻薬犯罪を自白して、累計の麻薬の数量が死刑の適用基準を超えた場合。(3) 押収された麻薬の数量が極めて少なく、混合された不純物との合計数量が死刑の適用基準に達した場合、又は押収された麻薬に多量の不純物が混入している可能性がある場合。(4) 内偵捜査により誘発された麻薬犯罪において麻薬の数量が死刑の適用基準に達した場合。(5) 麻薬密売と麻薬乱用の両方を行った被告人について押収された麻薬の数量が死刑の適用基準に達した場合。(6) 麻薬の数量は死刑の適用基準に達しているが、初犯のために重大な害が発生していない場合。(7) 共同犯罪の麻薬の数量が死刑の適用基準に達している場合で、共同犯罪における被告人の役割が他の共犯者と同等であるか、被告人の果たした役割の程度が判別しにくい場合。(8) 家族が共同して麻薬犯罪を行い、主犯の被告人には即時執行死刑を宣告する場合において、その他の共同被告人等の量刑を行う場合。(9) その他、即時執行死刑が強制されない場合。

化と細分化が進められた。具体的には、麻薬の数量、犯罪の性質・情状、被告人の主観的悪性や危険性、地域的な麻薬犯罪の状況などを総合的に考慮することとされ、新型・混合型麻薬事案への対応指針も示された。ただし、この紀要は嚴罰方針を維持しながらも、最高人民法院が麻薬犯罪に関する刑事政策を嚴格化することに躊躇する態度を窺わせるものといえる⁴⁶⁾。

特筆すべきは、「武漢會議紀要」において、「一件事案一死刑」⁴⁷⁾原則が明示された点である。これは、一つの事件につき死刑を宣告するのは原則として1人の主犯に限定し、たとえ同一事件に複数の主犯が存在する場合であっても、複数人に対する死刑の適用は極めて慎重に行うべきであるとする考え方である。この原則は、複数人が関与する麻薬犯罪における恣意的な死刑適用を抑制しつつ、各被告人の責任の程度に応じた処罰を求めるものであり、死刑適用の合理性と公平性を確保するうえで意義深いと思われる。すなわち、複数の主犯に即時執行死刑を適用することが法益侵害の重大性との関係で均衡を失する場合、複数の主犯間の罪の重さをできるだけ区別すべきであることを強調して、責任が最も重大な1人の主犯に対してのみ即時執行死刑を宣告すべきであるとする。この規定は、共同麻薬犯罪に対する死刑適用の範囲を制限するものとして、司法実務上重要な

46) 高・前掲注9) 98頁。

47) 「一件事案一死刑」とは、麻薬に関する共同犯罪事件において、死刑の判決は、犯罪行為の社会的危険性および犯罪者の人的危険性の程度に基づいて科されるべきであり、原則として責任が最も重大な犯罪者にのみ適用される。したがって、二人に対して死刑を科すことは、極めて例外的な措置である。たとえ2人の主犯の罪が重大であり、法定の加重処罰事情があっても、可能な限り両者の間に主観的悪性と人身に対する危険性の具体的な違いを求め、可能な限り2人の主犯に対して同時に死刑を適用しないようにしなければならない。麻薬の「数量が非常に大きい(中国語:巨大)」という基準に達した場合についても、2人以上に同時に即時執行死刑を適用することには慎重であるべきである。2人以上の主犯の罪が同じく重大である場合、又は罪が少々軽い主犯に法定又は実務上の加重情状があり、罪刑均衡の原則に従っている場合にのみ、2人以上の主犯に即時執行死刑を宣告することができる。また、共犯者のすべてが未だ逮捕されていない事案において、すべての共犯者が逮捕された後で事案を全体としてみたときに1人へのみ即時執行死刑を宣告することが相当であると仮定した場合には、1人しか起訴されていないという理由でその被告人に対して死刑を言い渡すことはできない。未だ起訴されていない共犯者とすでに起訴されている共犯者の間で相対的な責任の重さを認定することが難しい場合に、その責任の重さの認定が正確な死刑適用に影響を与える場合は、当該被告人に対して即時執行死刑を宣告すべきではないという。高貴君=馬岩の他『「关于审理毒品犯罪案件适用法律若干问题的解释」的理解与适用」人民司法(応用)13期20頁(2016)を参照する。

役割を果たしている⁴⁸⁾。

総じて、「南寧会議紀要」、「大連会議紀要」と「武漢会議紀要」この三つの紀要は、それぞれの時代背景と犯罪情勢に応じて、厳罰方針を堅持しつつも、死刑の慎重な適用と犯罪構造の分析的対応を進め、麻薬犯罪への死刑適用の合理化に大きく貢献したものと評価できる。

(3) 死刑適用の制限

前述の通り、最高人民法院が高級人民法院に死刑判決再審査権を行使する権限を与えた死刑再審査制度は、多くの問題を生み出した。その中でも最も深刻だったのは、死刑判決の基準が地域によって異なり、同種の事案に対して著しく異なる判断が下されるという事態が生じ、司法の不公平や混乱を招いていた点である。

また、この問題を解決するため、最高人民法院は、高級人民法院に与えていた死刑判決の再審査権を取り戻し、全国的に統一された死刑再審査制度を確立した。これは、地域差によって生じていた死刑判決の不均衡や司法の混乱を是正することを目的とした重要な改革であった。2003年から議論が続いていたこの構想は、政府と最高人民法院の強い意志に支えられて実現に至り、「人権尊重と法治国家の推進」に向けた転換点となった。

このような制度改革に続いて、最高人民法院は同年、「死刑を維持しつつも、厳格にコントロールし、慎重に適用する」という方針を打ち出した。さらに、2010年には「寛嚴相濟」の刑事政策を明確に打ち出し、量刑判断におけるバランスの重視を強調した。これにより、死刑の適用には犯罪の性質や行為者の危険性など多角的な要素が審査されるようになった。結果として、死刑判決に至るまでの審理手続の厳格化と、量刑判断の合理性が高まりは大きく向上し、過度な死刑適用の抑制にも一定の成果が見られるようになってきている。

4 小括

以上のように、中国における麻薬犯罪への死刑適用の展開は三つの時期に分け

48) 高・前掲注9) 106頁。

ることができる。Ⅱで検討してきたように、中国における麻薬犯罪への死刑適用は、歴史的・社会的背景や刑事政策の変化に応じて、大きく様相を変えてきた。

中華人民共和国成立の初期は、歴史的な原因から麻薬犯罪に対して徹底的な撲滅措置を取ったため、基本的に麻薬犯罪とは無縁であったと思われる。その後、国家内部と外部両面の環境の変化により、麻薬犯罪の情勢が厳しくなったため、犯罪の抑止を理由として死刑が導入され、その適用はアノミー状態に陥った。この時期においては、「少殺・慎殺」という死刑政策が完全に否定された。この時期の刑事政策（「嚴打」の刑事政策）は、短期的には社会秩序の改善につながったものの、重大犯罪の増加を根本的に抑制することはできず、長期的な社会の安定を維持することはできなかった。また、死刑再審査権の委任により、地方の人民法院は「從重、從嚴、從快」の効果を追求し、死刑判決に対する慎重さを欠いて、多くの死刑判決を言い渡した。その後は、死刑適用を制限する時期といえる。最高人民法院による死刑の再審査権の取り戻しにより、最も重い刑罰である死刑の恣意的な適用が一定程度改善されることになった。このように、最高人民法院が死刑の適用基準を明確化し、その適用をより一層制限したことにより、人民法院が死刑判決を下す際には、判決の一貫性や慎重さがより重視されるようになった。その結果、「嚴打」時代と比べて死刑判決の件数は大きく減少し、死刑を合理的にコントロールし制限することが可能となりつつある。

麻薬犯罪に対する死刑適用の歴史的変遷をたどる意義は、現行制度の必然性や正当性を単に前提とするのではなく、それが特定の歴史的・政策的文脈において形成・選択されてきた帰結であることを明らかにする点にある。とりわけ、現在の国家体制の下においても、一定期間は麻薬犯罪に対して死刑が科されなかった歴史的な事実が存在することは、麻薬犯罪に対する死刑適用が歴史的に必然なことではなく、政策判断や社会状況に応じて形成されたものであることを示している。

このような視点から歴史を検証することにより、以下のような教訓を導く出すことができる。

第一に、麻薬犯罪に対する厳罰化、とりわけ死刑の適用は、必ずしも当該犯罪が本質的に死刑に値するとする刑罰観にもとづいたものではなく、むしろ社会の安定や国家統治を優先する刑事政策的判断によって正当化された側面が強い。第

二に、「嚴打」政策のように、死刑適用が犯罪抑止という名目のもとで制度化されてきた過程を辿ることで、本来は緊急的・暫定的な措置として導入された制度が、そのまま恒常的な制度運用へと転化していく傾向に対して、十分な警戒が求められる。第三に、こうした歴史的検証を通じて、死刑を含む極刑の導入・維持が、犯罪の本質的重大性だけでなく、統治や国家の統治能力の強化といった外在的原因に強く影響されていることを再確認することができる。

したがって、現在の麻薬犯罪に対する死刑制度の妥当性を検証するにあたって、その制度がいかにして歴史的に成立し、いかなる社会的・政治的原因により支えられてきたのかを明らかにすることによって、制度の再検討や見直しに資する視座を提供することができる。

Ⅲ 麻薬犯罪の規定と司法解釈

現在の中国における麻薬犯罪は、1997年中華人民共和国刑法典及び中華人民共和国麻薬禁止法と、麻薬犯罪に関する一連の司法解釈文書（「司法解釈」⁴⁹⁾と「司法解釈性文書」⁵⁰⁾を含む）によって規律されている。これらの具体的な（司法解釈を含む）規定を整理することにより、現在の中国の法律が麻薬犯罪をどのように規定しているのか、また、従来の法律規定に対してどのような調整や修正が加えられたのかを把握することが可能になる。そのため、現行中国法における麻薬犯罪の規定と司法解釈を見ていく。

49) 全国人民代表大会常務委員会が1981年6月10日に公表した「法律解釈の強化に関する決議」は、「すべての法院の裁判作業における具体的な法律・法令の適用に関する問題は最高人民法院が解釈する。すべての檢察院の檢察業務における具体的な法律・法令の適用に関する問題は最高人民檢察院が解釈する。最高人民法院と最高人民檢察院の解釈に原則的な相違があれば、全国人民代表大会常務委員会が解釈または決定する」と述べた。この決議により、最高人民法院および最高人民檢察院による解釈文書に対し、明確な法的根拠が与えられたことになる。

50) 簡単に言えば、最高司法機關自身が公布した司法解釈以外の司法的規範文書について、「司法解釈性文書」として取り扱われ、「司法解釈」と「司法解釈性文書」を併記し、明確に区別する表記がなされるようになった。

1 中華人民共和国刑法典

中華人民刑法典は総則に一般的に犯罪となり得る行為をあらかじめ定義し、その後、各則において具体的な犯罪の中身を規定している。

すなわち、現行刑法典第十三条は、「国家の主権、領土の保全及び安全に危害を及ぼし、国家を分断し、人民民主独裁の政権を転覆し、社会主義制度を覆し、社会秩序及び経済秩序を破壊し、国有財産又は人民大衆による集団所有の財産を侵害し、公民の私的所有の財産を侵害し、公民の人身の権利、民主的権利及びその他の権利を侵害しその他の社会に危害を及ぼす行為で、法律に従って刑罰を受けなければならない場合は、いずれも犯罪である。但し、情状が著しく軽く、危害の大きくない場合は、犯罪としない」と定めており⁵¹⁾、麻薬犯罪の具体的な内容については、現行刑法典の第六章（社会管理秩序を妨害する罪）の第七節（麻薬を密輸、売買、運搬または製造する罪）で規定されている。9つの罪名の中で、第三百四十七条の麻薬の密輸、売買、運搬または製造の罪名のみ、死刑が法定刑として規定されている。条文の具体的内容が以下のように規定されている。

麻薬を密輸、売買、運搬または製造した者は、その数量の多少にかかわらず、すべて刑事責任を追及し、処罰しなければならない。

麻薬を密輸、売買、運搬または製造した者は、次の各号に掲げる事情があるときは、十五年の有期徒刑、無期徒刑又は死刑に処し、財産の没収を併科する。

(1) 1000 グラム以上のアヘン、50 グラム以上のヘロイン若しくは覚醒剤、ま

51) 現行刑法典第十三条の定義に照らせば、麻薬犯罪は刑法上の実質的な犯罪として、「社会危害性」の要件を満たす。すなわち、中国刑法の任務は「犯罪」と戦い、国家と国民を保護することであり、この「犯罪」の本質が「社会に危害を及ぼす行為である」（「社会危害性」）。社会危害性とは行為が社会・人民に与える危害である。「社会危害性」という概念は旧ソ連から継承されたものであり、この「社会危害性」が旧ソ連刑法で最も重要な概念であり、「階級有害性」とも理解できる。行為は社会危害性があれば、犯罪となると解される。陳興良「社会危害性理論：一歩的批判性整理」中国法学 4 卷 3-17 頁（2006）を参照する。「社会危害性」という性質を備えていなければ、もはや「犯罪」とは無縁となる。言いかえれば、「社会危害性」は中国でいう「犯罪」の本質的部分と解される。王雲海「文化としての犯罪、刑罰、死刑：日本と中国の比較を通じて」126 頁を参照する。したがって、麻薬犯罪とは、中国の麻薬取締法規に違反し、不法に麻薬及び向精神薬に関連する行為を実行し、かつ社会危害性をもつ行為であるというべきである。趙悦陽「日中両国の死刑適用基準の比較研究——同じ死刑存置国なのに、なぜ中国の死刑適用が多いのか——」一橋法学第 23 巻第 2 号 173-226 頁（2024）を参照する。

たはその他の大量の麻薬を密輸、売買、運搬または製造したとき。

(2) 麻薬を密輸、売買、運搬または製造する集団の首謀者であるとき。

(3) 武装して麻薬を密輸、売買、運搬または製造したとき。

(4) 暴力を用いて麻薬に関する検問、逮捕または勾留に抵抗し、情状が重いとき。

(5) 組織的な国際的麻薬売買活動に参加したとき。

また、総則には死刑適用基準と減軽情状についての規定が定められている。

第四十八条によると、「死刑は、罪状が極めて重大な（中国語で罪行极其严重）犯罪者にのみに適用される。死刑判決を下すべき犯罪者に対しても、即時執行しなければならないものを除き、死刑判決を下すと同時に2年の死刑執行猶予を宣告することができる」。死刑適用の基準は、1979年中華人民共和国刑法典の「罪大惡極」⁵²⁾から「罪行極めて嚴重」に変更されている⁵³⁾。又は、罪状の重大性に加えて、75歳以上の高齢者⁵⁴⁾、聾啞者及び視覚障害者⁵⁵⁾、犯罪予備⁵⁶⁾、犯罪未遂⁵⁷⁾、教唆犯⁵⁸⁾、累犯⁵⁹⁾、自首及び自白⁶⁰⁾、並びに功績⁶¹⁾などの死刑適用に関

52) 儲槐植「死刑司法控制：完整解読刑法第四十八条」中外法学24期5号1014-1020頁(2012)。すなわち、「罪大惡極」に対して、国家と人民に対する利益の危害は特に嚴重(罪大)であることと主観的な情状が特に悪い(極惡)であることを同時に備えると解釈されるべきである。しかし、「罪大惡極」は「罪大」と「惡極」の二つの異なる言葉が合成されたため、「罪大」あるいは「惡極」のどちらの一方を備えれば、「罪大惡極」と解釈できる。

53) 王雲海『死刑の比較研究～中国、米国、日本～』51頁(成文堂、2005)。また、死刑適用基準が修正された原因について、一つの有力な推測は、中国が「市民的及び政治的権利に関する国際規約」に加入するため、1997年に死刑適用基準は、死刑適用基準を同条約で規定されている「死刑は、犯罪が行われた時に効力を有しており、かつ、この規約の規定及び集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の規定に抵触しない法律により、最も重大な犯罪についてのみ科することができる」に近い「罪行極めて嚴重」に修正された。最終的に中国は1998年にこの条約に署名しているが、なお批准はしていない状況にある。

54) 現行刑法典第十七条【高齢者】の1によると、75歳以上の者が故意による罪を犯したときは、その刑を軽くし又は減軽することができる。過失による罪を犯したときは、その刑を軽くし又は減軽しなければならない。

55) 現行刑法典第十九条【聾啞者及び視覚障害者】によると、聾啞者又は視覚障害者が罪を犯したときは、その刑を軽くし、減軽し又は免除することができる。

56) 現行刑法典第二十二条【犯罪予備】によると、予備犯に対しては、既遂犯に照らしてその刑を軽くし、減軽し又は免除することができる。

57) 現行刑法典第二十三条【犯罪未遂】によると、未遂犯に対しては、既遂犯に照らしてその刑を軽くし、又は減軽することができる。

する法定減軽事由も麻薬犯罪の量刑に影響を与えている。以下では、特に法定減軽事由に関する司法解釈文書について、より詳しく見ていくことにする。

2 「麻薬犯罪事件の審理における法律の適用に関する若干の問題の解釈」 (2016 年)

2016 年に、最高人民法院は「麻薬犯罪事件の審理における法律の適用に関する若干の問題の解釈」(以下「2016 年解釈」という)を公布した⁶²⁾。

「2016 年解釈」は、一部の新たな類型の麻薬について、量刑における数量基準を明確化し、その基準を引き下げた。また、刑法の改正に対応する形で、麻薬製造罪に対する処罰を加重している。また、武装して麻薬を密輸、売買、運搬、製造する行為や暴力を用いて検査、勾留、逮捕に抵抗する行為があるなどの「情状

-
- 58) 現行刑法典第二十九条【教唆犯】によると、①人を教唆して罪を犯させた者は、共同犯罪において果たした役割に応じて処罰しなければならない。18 歳未満の者を教唆して罪を犯させた者は、その刑を重くしなければならない。②被教唆者が教唆された罪を犯さなかったときには、教唆犯に対して、その刑を軽くし、又は減軽することができる。
- 59) 現行刑法典第六十五条【一般累犯】によると、①有期徒刑以上の刑に処せられた犯罪者は、その刑の執行が完了し、又は赦免された後、5 年以内に再び有期徒刑以上の刑を科すべき罪を犯したときは、累犯であり、重く処罰しなければならない。ただし、過失による罪を犯した者及び 18 歳未満の者による犯罪は、この限りでない。
- 60) 現行刑法典第六十七条【自首及び自白】によると、①自首とは、犯罪後自ら出頭し、ありのままに自己の犯行を供述することをいう。自首した犯罪者に対しては、その刑を軽くし、又は減軽することができる。そのうち、犯罪が比較的軽いときは、その刑を免除することができる。②被疑者が、前款に規定する自首の情状を有しない場合においても、ありのまま自己の犯行を供述したときは、その刑を軽くすることができる。ありのまま自己の犯行を供述したことによって、特に重い犯罪結果が避けられたときは、その刑を減軽することができる。
- 61) 現行刑法典第六十八条【功績】によると、犯罪者が、他人の犯罪行為を告発し、これが調査により事実であると確認されたとき、又は重要な手掛かりを提供し、これにより他の事案の告発、その他の功績を上げたときは、その刑を軽くし、又は減軽することができる。重大な功績を上げたときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。
- 62) 最高人民法院は、2000 年に「最高人民法院による麻薬事件の有罪判決量刑基準に関する問題の解釈」を發布し、一部の麻薬犯罪における量刑基準の明確化を通じて、量刑判断の基準統一に一定の役割を果たした。しかし、この解釈は麻薬を密輸、売買、運搬又は製造する罪、麻薬製造品密輸・売買罪、麻薬植物の不法栽培罪の 3 種類の犯罪の量刑基準のみが規定されており、多数の麻薬犯罪類型には対応しておらず、量刑上の指針としては限定的なものであったため、最高人民法院はこれを発展的に改正・統合する形で、2016 年に「麻薬犯罪事件の審理における法律の適用に関する若干の問題の解釈」を公布した。

が深刻」な場合の認定方法や、インターネット上での麻薬犯罪への法律適用など、麻薬犯罪に関する法律を適用する際に生じる問題の解釈を明示した。

「2016年解釈」により、麻薬を密輸、売買、運搬または製造する罪の「その他の麻薬の数量が大きい」という文言や刑法第三百四十七条第三款の「その他の麻薬の数量が比較的大きい」という文言の意味が明確に示されることになった⁶³⁾。また、2016年解釈の三条により、「麻薬を密輸、売買、運搬、又は製造する過程において、銃器、弾薬又は爆発物を携帯して援護に用いた者は、刑法第三百四十七条二款三項に規定する『武装して麻薬を密輸、売買、運搬または製造したとき』と認定される」との解釈が示された。その他にも、2016年解釈の四条により、「麻薬を密輸、売買、運搬、又は製造する過程において、暴力を用いて検査、勾留、逮捕に抵抗し、法執行者の死亡、重傷、複数人の軽傷、又はその他の深刻な情状を有するものは、刑法第三百四十七条二款四項に規定する『暴力を用いて麻薬に関する検問、逮捕または勾留に抵抗し、情状が重いとき』にあたる」ことが示された。このように、2016年解釈は、条文解釈を明示することで刑法第三百四十七条に基づいて死刑を言い渡す際の基準を一層明確にするものといえる。麻薬の数量⁶⁴⁾によって細やかに「社会危害性」を認定し、相応な刑罰に処する点は、中国の「寛厳相濟」刑事政策にも合致するものと評価できる。

3 全国法院麻薬犯罪裁判工作座談会紀要（2023年）

そして近時、最高人民法院は、2023年6月26日に「全国法院麻薬犯罪裁判工作座談会紀要」（以下「昆明會議紀要」という）を公布した⁶⁵⁾。「昆明會議紀要」

63) 具体的には、例えば、コカインについては10グラム以上50グラム未満の場合に。「その他の麻薬の数量が比較的大きい」と認定され、50グラム以上であれば「その他の麻薬の数量が大きい」と認定される。また、モルヒネについては20グラム以上100グラム未満が「その他の麻薬の数量が比較的大きい」、100グラム以上が「その他の麻薬の数量が大きい」とされる。

64) なお、それまで明確にされてこなかった麻薬の数量に関する量刑上の問題についても、最高人民法院、最高人民検察院と公安部が2007年に公表した「麻薬犯罪事件における法律の適用に関するいくつかの問題を処理する意見」において一定の指針が示されており、とくに死刑判決が下される可能性のある事件については、麻薬の数量に関する鑑定結果を明記する必要があることが強調されていた。

は、厳格に麻薬犯罪を処罰する方針を揺るぎなく堅持することを強調し、犯罪の性質、犯罪者の特徴、及び犯罪情状の三つの側面を取り締まりの重点を明示した。また、麻薬犯罪の予防と処罰における死刑の役割の重要性を再び強調するとともに、麻薬犯罪に関する死刑事件の審理において、実施し、「刑罰の個別化」の取り扱いを反映させ、罪刑の均衡を確保することを提唱した。特に、麻薬犯罪への死刑適用については、以下のように具体的な規定が設けられている。

(1) 死刑適用に関する数量の基準について、「麻薬の数量」と「その情状」を強調し、各段階の数量に応じて犯罪の嚴重さを区別する。「麻薬の数量が巨大」は主に事件が複雑かつ関与者が多い麻薬事件を対象として設定されており、各地域において地元の麻薬犯罪の状況や処罰の実際の必要性に基づき、基準数量の一定倍数を基準として運用する。以前の各紀要とは異なり、この「紀要」では死刑適用の基準として、「麻薬の数量が特別に巨大」ではなく、「麻薬の数量が巨大」という数量基準が採用され、数量以外の情状も重視されることとなった。

(2) 麻薬の数量が(1)の規定に「接近」している場合または「規定」を「わずかに超過」した場合には死刑を適用可能であるとされたが、これらの場合は他の情状を考慮する余地が大きいとされた。特に、「麻薬犯罪において複数の者に麻薬の使用を唆し、あるいは場所を提供して使用させた場合を、死刑が科される情状とする」との「大連会議紀要」の規定は、今回の本「紀要」では削除された。

(3) 死刑の適用対象ではあるが、死刑を科さないことができる場合に関する規定について、大幅な修正が行われた。従来規定されていた9種類の情状のうち、2類型は削除され、さらに別の2類型は配置の変更により、死刑の適用対象から除外された。また、残る5種類のうち、包括条項を除く4類型についても内容の修正が行われている。

(4) 死刑案件における証拠要件について、麻薬死刑案件の審理では、最高水準の証拠認定基準と最も厳しい証拠審査要件を堅持すると述べた。死刑案件におい

65) 「昆明会議紀要」は前述した「大連会議紀要」と「武漢会議紀要」の規定を統合した上で、新たな裁判実務上の指針を加えるものであり、その公布に伴い、従前の両紀要も直ちに廃止されることになった。

て、麻薬の実物が押収されていない場合、麻薬成分や含有量の鑑定ができず、関係物品がすべて麻薬であると確実に判断することは困難である。また、麻薬含有量が著しく低い可能性を排除できない場合もある。こうした背景を踏まえ、麻薬死刑案件の証拠の質をさらに向上させるため、「紀要」では新たに、すべての事件において、麻薬が押収されていない場合は、原則として被告人に死刑を科さないという規定が追加された。

4 小括

以上のように、刑法典および一連の法律文書を通じて、麻薬に関する数量基準の引き上げ、適用対象範囲の縮小、証拠の審査要件の厳格化などが規定され、従来に比べて死刑を適用し得る事案の範囲が形式上は限定され、死刑判決の減少が期待される状況にある。

もっとも、実務においてもこれらの規定が実際に反映され、死刑適用の限定につながっているかどうかについては、判例を踏まえた具体的な検討を要する。したがって、Ⅳでは、具体的な実務上の判例を通じて、麻薬犯罪における死刑適用の実態とその問題点を明らかにし、あわせて、司法の運用実態を踏まえた上で、より慎重かつ合理的な死刑適用のあり方について検討を加えることとする。

Ⅳ 麻薬犯罪への死刑適用の実態

中国においては、麻薬犯罪に対する死刑の適用について一定の規定が設けられ、また、法律文書を通じて継続的な修正や調整が行われているが、実務においてこれらの規定はどのように適用されているのであろうか。あるいは、実際にはどのような麻薬犯罪の事案が死刑判決を受け、最終的に執行されているのだろうか。

しかしながら、中国では麻薬犯罪に関する詳細なデータが公にされておらず、正確で網羅的なデータを取得することは困難である⁶⁶⁾。もっとも、毎年公表さ

66) 国際人権 NGO のアムネスティ・インターナショナルは中国の死刑適用件数が毎年何千件と推測される。(https://www.amnesty.org.jp/news/2025/0409_10630.html, 2025年06月05日最終閲覧)。

れる報道事例や、人民法院が公表する典型的な判例を通じて、ある程度その実態を窺い知ることができる。そこで、利用可能なデータを参照して、実務における具体的な適用状況について分析を行う。

1 麻薬犯罪への死刑適用の統計

中国では、死刑判決の件数も執行人数も最高の国家秘密の一つとして公表されていない。近年になって、中国は死刑の適用を抑制する姿勢に転じたものの、その執行人数は依然として世界のトップを占め続けている⁶⁷⁾。死刑判決数や執行件数に関するデータが公表されない理由については諸説あるが、学界では、一般的に、国内の死刑判決数に関する統計情報は「件数が多すぎるために、国家の安全や利益を損なう可能性がある」とされ、国家機密の一つとして扱われていると考えられている⁶⁸⁾。

詳細なデータが公表されていないため、国際機関や研究者による推計を紹介する。それぞれの関心に基づいて多様な手段で死刑判決の件数と執行人数を推測しているが、それによって得られた数字はしばしばかなり異なっている。例えば、アムネスティ・インターナショナルの報告書によると、中国では少なくとも2000年に1,000人、2002年に1,060人、……2007年に1,860人、2008年に7,003人に死刑判決が下されたという⁶⁹⁾。世界死刑反対会議（World Congress Against the Death Penalty）は、過去10年間に少なくとも10万人が中国で死刑を執行されたと示唆したが、一部の人権活動家は、中国は毎年約1万—1.5万人の死刑判決の執行を行っているとは推定している⁷⁰⁾。中米対話基金が2011年12月に発

67) 王・前掲注4) 535頁。

68) 王世洲（陳勁陽訳）「中国死刑制度についての再考」法と政治57巻1号99-107頁（2006）。

69) Amnesty International, Death Sentences and Executions 2011, Death penalty statistics, country by country | visualisation and data | World news | theguardian.com, last visited Jan. 7, 2023.

70) 国際先駆論壇報（2007年6月8日）（http://www.china.com.cn/city/txt/2007-06/13/content_8381210.htm, 2025年06月04日最終閲覧）。Jerome A. Cohen and Eva Pils, *Rules and reality: New guidelines to ban coerced confessions will be tested in a case before China's top court*, SOUTH CHINA MORNING POST Sep 02 (2010).

表した報告書では、中国の死刑執行は2007年から半減しているとされているが、推計によると、今でも年間4,000人以上が死刑の執行を受けているという⁷¹⁾。もっとも、CADP⁷²⁾は2018年の国際麻薬乱用撲滅ディに公開された13省・市における死刑判決・執行件数が少なくとも100件を超えていることを明らかにした⁷³⁾。また、この数字は、国際社会が中国の麻薬犯罪に対する死刑の件数が多いと結論づける根拠の一つとなっている⁷⁴⁾。

上述の統計データは、麻薬犯罪における死刑適用の全体的な傾向を示しているものの、「いかなる事件において死刑が言い渡されているのか」、「裁判所が死刑の正当性をどのように論証しているのか」といった問いに対しては、数量的データのみでは十分に解明することができない。したがって、裁判文書に基づき、個別の判決事例を分析することにより、麻薬犯罪における死刑適用の具体的な状況について分析を行う。

2 麻薬犯罪の死刑判決の分析

前述したように、中国では死刑の適用件数および執行件数に関する詳細なデータは公表されていないものの、報道や死刑判決の一部が公開されている中国の人民法院公式サイト「裁判文書網⁷⁵⁾」などを通じて、麻薬犯罪における死刑判決の状況のある程度把握することは可能である。そこで、中国の人民法院公式サイトおよび報道に基づき、2020年から2022年までの3年間に確認された麻薬犯罪に関する死刑判決307件のデータを整理し、その具体的な適用状況を見ていく⁷⁶⁾。

71) ボイス・オブ・アメリカ「人権団体：中国は毎年4,000人以上を処刑する」(<http://www.voachinese.com/content/article-20111213-china-execution-135497798/791703.html>, 2025年06月04日最終閲覧)。

72) 中国死刑関注 (China Against the Death Penalty) は2010年に設立された民間NGO団体であり、中国における死刑制度に特化して、その減少から廃止までを提唱している。

73) CAPD「世界麻薬撲滅日：中国の死刑判決数及び執行数は100件を超えている」(<https://mp.weixin.qq.com/s/mhzBZ0z-yleNbBfulEvayQ>, 2025年06月04日最終閲覧)。

74) 何栄功『麻薬犯罪に対する刑事政策と死刑の適用に関する研究』68頁(中国人民公安大学出版社、2012)。

75) 中国裁判文書サイト <https://wenshu.court.gov.cn/>。

図1 2020年—2022年における麻薬犯罪の死刑判決の類型

数量	一つの行為			二つの行為					三つの行為	併合罪
犯罪行為	売買	運搬	製造	密輸+ 売買	密輸+ 運搬	売買+ 運搬	売買+ 製造	運搬+ 製造	売買+運搬 +製造	他の犯罪
2020年	29	10	5	1	1	68	7	1	12	2
2021年	29	7	6	0	0	37	3	1	6	17
2022年	10	5	7	2	0	35	3	0	0	3

2020年において、麻薬犯罪及びその関連犯罪で死刑が執行された者は合計136人であり、そのうちの1人は麻薬密輸及び麻薬売買罪及び麻薬運搬罪及びに多衆脱獄罪の併合罪であり、もう1人は麻薬密輸及び麻薬売買罪及びに故意殺人罪の併合罪であった。残りの134人は全て刑法第三百四十七条の麻薬密輸、売買、運搬、製造罪により死刑判決を言い渡された者であった。

2021年において、麻薬犯罪及びその関連犯罪で死刑が執行された者は合計106人であり、そのうち17人は麻薬犯罪と他の犯罪の併合罪によって死刑が執行された。他の89人は、刑法第三百四十七条の麻薬密輸、売買、運搬、製造罪で死刑を執行された。

2022年に麻薬犯罪及びその関連犯罪で死刑が執行された者は65人で、そのうち、麻薬犯罪と他の犯罪の併合罪で死刑に処された者は計3人であった。1人は麻薬売買及び麻薬運搬罪並びに銃器不法所持罪の併合罪、1人は麻薬売買罪及びと偽札売買罪の併合罪、1人は麻薬売買罪、銃器不法所持罪及び弾薬不法所持罪の併合罪であった。残りの62人はいずれも刑法第三百四十七条の麻薬密輸、売買、運搬、製造罪で有罪判決を受けた者であった。

この3年間における死刑判決データの分析からは、麻薬犯罪に対する死刑適用に関して、中国における三つの構造的特徴が明らかとなる。

第一に、麻薬犯罪への死刑適用は依然として多いことである。特に2020年と

76) これは3年間におけるすべての麻薬犯罪に関する死刑判決のデータではなく、公開されたごく一部の判決に過ぎない。しかしながら、それでもなお十分に代表性を有しており、麻薬犯罪における死刑判決の実態をある程度窺い知ることができる資料であると言える。

2021年は百人以上の麻薬犯罪者に死刑が言い渡された。国家機密とみなされて非公開された事案をも含めると、死刑の執行に関する数値は307人よりはるかに多いと思われる。

第二に、麻薬犯罪への死刑適用事件の中で他の関連犯罪との併合罪事案として処理された事案も一定数存在するが、死刑判決の多くは麻薬犯罪一罪の事案に集中している。2020年から2022年までに死刑判決を受けた307人のうち麻薬犯罪とその関連犯罪の併合罪により死刑判決が言い渡された者は22人であり、これは全体のわずか7.0%に過ぎない。

第三に、本来は麻薬製造など他の麻薬犯罪の原因となる行為に対して、最も厳しい刑罰を科すべきとする政策⁷⁷⁾的方向性があるにもかかわらず、実際の判決においては麻薬の売買行為に対する死刑適用が最も多く、この点で政策意図と判決の運用との間に齟齬が見られる。すなわち、麻薬密輸、売買、運搬、製造罪に対して死刑が適用された285件のうち、密輸、売買、運搬、製造行為のうち1つの行為のみを実行したものは108人であり、二つの行為を実行した者は159人であり、三つの行為を実行した者は18人であった。密輸、売買、運搬、製造行為のうち1つの行為を実行した事案においては麻薬売買行為を行った事案に対する死刑判決者数が68人と最も多く、2つの行為を行った事案においては麻薬の売買行為と運搬行為を行った事案に対する死刑判決者数が140人と最多であった。

3 具体的な事案からみる麻薬犯罪への死刑適用

近年、麻薬乱用撲滅デーの前後に、最高人民法院は麻薬犯罪とその関連犯罪の典型判例を公開している⁷⁸⁾。典型判例とは指導性案例ではなく、参照と引用の

77) 麻薬の製造は麻薬犯罪の連鎖の起点であり、麻薬の供給源を直接決定するため、その社会的危険性は極めて高い。一般に、麻薬の密輸、販売、製造行為は運搬行為よりその性質が重大である。「毒品犯罪量刑存在不少认识误区」檢察日報 (https://www.spp.gov.cn/llyj/201504/t20150415_95404.shtml, 2025年06月04日最終閲覧)。なお、刑法修正第八回の草案において、中央機関および一部の専門家・学者からは、麻薬犯罪は非暴力型犯罪に分類されるため、刑法において最も重大な犯罪類型に該当すべきではないとの意見が提出された。とりわけ、麻薬運搬罪に対しては死刑を廃止すべきであるとの主張がなされた。しかし、残念ながら、この提案は最終的に立法機関によって採用されるには至らなかった。趙秉志「刑法修正案八草案热点问题檢討」刑法論 24巻 28頁(法律出版社、2010)。

拘束力を持っていないものの、最高人民法院の麻薬犯罪に対する立場及び態度、並びに麻薬犯罪への死刑適用の理由及び目的を示すものである。最高人民法院が麻薬犯罪とその関連犯罪に対する厳罰の立場を具体的に示したものである。ただし、これらの判決は「社会危害性」の認定方法や意味に関して一貫しておらず、不明確とも言える。

例えば、事案 179) は、374,544 グラムの麻薬密輸、売買、運搬罪と多衆脱獄罪の併合罪の事件で、「密輸、売買、運搬された麻薬の数量は特に膨大で、社会危害性は極めて大きく、犯情は極めて深刻である」という判決理由により、被告人に対して死刑判決が言い渡された。事案 280) は、メタンフェタミン 8,114 グラム、メタンフェタミン成分を含む固体・液体混合物 16,970 グラム及び大量の麻薬製造補助剤と道具が押収されたものである。判決理由は次のとおりである。「他人と不法に麻薬を製造し、数量は特に膨大で、行為の社会危害性は極めて大きく、犯情は極めて深刻である。被告人はかつて強盗罪を犯し、その刑罰の執行が完了した後 5 年以内に本罪を犯した累犯であり、主観的悪性が深く、人身危険性が大きく、法律に基づいて厳格に処罰すべきである」。この判決理由は、主に、「社会危害性」と「人身危険性」の観点から死刑判決の根拠を述べている。事案 381) は、メタンフェタミン約 149 キログラム、メタンフェタミン成分を含む固体・液体混合物と液体計約 621 キログラム、並びに一連の麻薬製造原料及び道具が押収され

78) 各級人民法院も常に麻薬犯罪とその関連犯罪の典型判例を公開しているものの、最高人民法院が公表する典型事例は、厳格な選定を経たものであり、適用される法律の普遍性や解釈の基準を強調する点に特徴がある。このような性質からして、それらの事例は司法政策の方向性を示す指標としての性格を有しており、裁判基準の統一や立場の明示を目的としている。したがって、全国的な指導性と権威性を有し、一般的に有力な参照資料として扱われている。

79) 李奇峰密輸、麻薬販売、輸送、組織的脱獄事件である。中華人民共和国最高人民法院公式サイト：2021 年十大麻薬（麻薬関連）犯罪の典型案例 (<https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-310731.html>, 2025 年 02 月 04 日最終閲覧)。

80) 唐志東麻薬製造事件である。中華人民共和国最高人民法院公式サイト：2021 年十大麻薬（麻薬関連）犯罪の典型案例 (<https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-310731.html>, 2025 年 02 月 04 日最終閲覧)。

81) 施鎮民、林少雄の麻薬製造事件である。中華人民共和国最高人民法院公式サイト：2019 年十大麻薬（麻薬関連）犯罪の典型案例 (<https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-166442.html>, 2025 年 02 月 04 日最終閲覧)。

たものである。死刑適用の理由は、「被告人らはそれぞれ人員を集めて共同でメタンフェタミンを製造し、製造した麻薬の数量は特に膨大で、その社会危害性は極めて大きく、犯情は極めて深刻であった」というものである。事案⁴⁸²⁾は、「被告人は麻薬を使って幻覚を起し、軍刀によって両親を数回にわたって刺し、二人を殺害した。殺人行為の犯罪の情状は重大で手段が残忍で、結果として罪は極めて深刻であり、法律に基づいて処罰すべきである」として、死刑を言い渡した判決である。

以上の4つの典型判例を見てみると、いずれも「社会危害性が大きい、罪が深刻である」という判決理由が述べられているが、「社会危害性」の本質的内容とは何か、死刑が適用されるには如何なる程度の「社会危害性」が必要なのかについては明らかではない。したがって、抽象的な「社会危害性」という概念を用いる死刑を言い渡すことに十分なことには、説得力を欠くおそれがある。

もっとも、それらはもっとも、それらは麻薬使用による殺人事件、麻薬と他の暴力行為が併合された事件、麻薬製造単独の事件など、性質のまったく異なる事案であるにもかかわらず、いずれも「社会危害性が大きい、罪が深刻である」という同じ理由から死刑が科されている。「社会危害性」の内実として様々なものが想定されるが、同じ表現が用いられているため、内実が不明確になってしまっている。

4 小括

以上の法律規定および司法実務の総括から見ると、麻薬犯罪に対する死刑の適用が明確かつ一貫した法的根拠に基づいているとは必ずしも言えない。この点を踏まえ、中国の法制度において麻薬犯罪はどのような性質を有すると理解されており、いかなる法的・政策的理由に基づいて死刑という極刑の適用が正当化されているのかを明らかにすることが重要である。この根本的な問題こそが、中国における麻薬犯罪への死刑適用をよりの確に理解し、将来的に改善の余地を検討

82) 鄭波故意殺人事件である。中華人民共和国最高人民法院公式サイト：2020年十大麻薬（麻薬関連）犯罪の典型案例 (<https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-238021.html>, 2025年02月04日最終閲覧)。

するための出発点となる。そのため、以下では、この点を検討していく。

V 麻薬犯罪への死刑適用の理由とその検討

Ⅳで述べたように、「社会危害性」という概念を死刑適用基準として用いていることが、死刑適用基準の不明確さをもたらしている可能性がある。そのため、第一に、今の中国において死刑適用の重要な根拠となっている「社会危害性」とは何か、そしてこの「社会危害性」が死刑適用の正当な根拠となる可能性があるかを解明する必要がある。

以下では、中国における麻薬及び麻薬犯罪に関する社会的認識と学説を参照して、その「社会危害性」の内実を分析していく。

1 麻薬犯罪の社会危害性に対する認識

麻薬犯罪の「社会危害性」を解明するためには、まず中国が麻薬や麻薬犯罪に対して独自の認識を有していることを踏まえる必要がある。すなわち、中国の認識は、歴史的背景、とりわけアヘン戦争の深刻な影響に大きく基づいている。そのため、麻薬の危害性を認定する際には、単に麻薬そのものが依存性や身体への悪影響だけでなく、麻薬使用によって引き起こされる社会的危害や国家安全への影響といった要素も重視される傾向にある。

(1) 麻薬に対する認識

中国において麻薬は、当初から「毒品」として認識されていたわけではなく、その有害性に対する認識は徐々に形成されていった。すなわち、アヘンは当初、観葉植物として認識されていたが、その後、その薬効が注目され、医療用に利用されるようになったことから、中国にも医療目的で導入されるに至った。そして、清朝の頃、アヘンが氾濫し、「禁煙」が当時の流行語になったものの、アヘンの「煙」に対して「毒」という認識はなされていなかった。アヘンが有害な「毒」として社会的に位置づけられるようになったのは比較的遅く、研究によると、アヘンを「毒」と最初に呼んだのは1904年に福建省で設立された「去毒社」であ

った⁸³⁾。中華民国初期に至ってようやく、「煙毒」という表現が報道等において用いられるようになったとされている。さらに、1920年代に入ると、「煙毒」の「毒」と「薬品」の「品」を組み合わせて「毒品」という言葉が使われるようになった。また、かつてアヘンの氾濫、特にアヘン戦争が中国人民の心身と社会に甚大な損害を与えたという歴史的経験を踏まえ、中国では、アヘンと同様の作用および有害性を有する薬物全般を「毒品」と総称するようになった。第二次世界大戦の頃、中国で「毒品（麻薬）」が蔓延していった⁸⁴⁾。

アヘンは17世紀にはすでに中国において乱用されていたが、その依存性の高さや有害性についての認識が十分ではなかったため、当初は深刻な社会問題として扱われることはなかった。こうした状況は長らく続いたが、20世紀に入ると、アヘン乱用がもたらす深刻な悪影響がその医学的価値をはるかに上回ることが広く認識されるようになり、アヘンは正式に「麻薬」として位置づけられるに至った⁸⁵⁾。

実は、本来の麻薬は「同時に自然と社会の属性を持っているもの」である⁸⁶⁾、すなわち、一方では疾病による苦痛を緩和・治療する医療的効用を有し、他方では人間の健康や社会秩序に深刻な悪影響を及ぼし得る二面性を備えている。しかし、社会概念としての「麻薬」は「蔑称」であり、「社会規範に反するものとして位置づけられていること」ことが明らかである⁸⁷⁾。さらに、法律上の「麻薬」（「毒品」）は社会概念としての「麻薬」より違法性が明確であり、法律により明確に禁止されている薬物は「麻薬」と見なされ、処罰の範囲に組み入れられる。また、法律上の「麻薬」という概念自体も、時代の変遷とともに徐々に変化して

83) 中国麻薬禁止サイト (http://www.nncc626.com/2015-05/05/c_127767612.html, 2025年06月04日最終閲覧)。

84) 崔・前掲注27) 162頁。

85) Richard Davenport-Hines (蔣平 = 馬広恵訳) 『忘れ去られた記憶を探る：グローバルドラッグの500年』41-46頁（訳林出版社、2008）。また、同時期に国際条約で医薬品としての使用目的以外にはアヘンの所持が明確に禁止されるようになった。

86) Roy Porter = Mikulas Teich (魯虎 = 任建華訳) 『DRUGS AND NARCOTICS IN HISTORY（歴史上の麻薬と毒品）』8頁（商務印書館、2004）。

87) 許桂敏「拡大の行為と収縮の解釈：麻薬の概念の分析」河南省政法管理幹部学院学報5期90頁（2008）。

きた。

1997年刑法が公布される前は、中国の刑法学術界において麻薬の定義をめぐって様々な論争があったが、公布された刑法は当時最も問題となっていた種類の麻薬（アヘン、ヘロイン、メタンフェタミン、大麻、コカイン）を列挙し、その基本的な特性を示し、麻薬と他の薬品を区別することで、実務上容易に判断し操作できる形で、「麻薬」の概念を定義したため、学術界は麻薬の定義について共通の認識を得た。その後、2006年の麻薬禁止法草案をめぐる議論に対しては、学界においても概ね支持が示されており、同法は刑法上の「麻薬」の定義を採用すると同時に、その後「医療と科学研究用の麻醉薬品、向精神薬品が麻薬ではないこと及び麻薬の違法性を明確にすべきである」との提案も見られた⁸⁸⁾。2007年麻薬禁止法は上記の提案に応じて、二条一款で刑法における麻薬の定義を踏襲するとともに、「医療、教育、科学研究ため必要がある場合には、法律に基づいて麻醉薬品と向精神薬品を生産、経営、使用、貯蔵、運搬することができる」⁸⁹⁾と規定した。

(2) 麻薬犯罪の社会危害性の内実

中国の刑法体系においては、犯罪行為の実質的な特性が「社会危害性」と言われている。そこで、麻薬の概念の解釈及びその「社会危害性」の認定から、現在中国における麻薬犯罪の特性を解明することが重要である。すなわち、如何なる場合に、麻薬犯罪が「罪行極めて嚴重」と認定され、その重大な「社会危害性」により死刑が科されるのかを明らかにする必要がある。

2.1 個人に対する危害

麻薬が個人にもたらす危害については、中国において特に重視されている。麻薬を繰り返し乱用することにより、自力では抜け出せない状態に陥り、長期間にわたって深刻な中毒症状を引き起こすほか、さまざまな病的反応を誘発する。とりわけ特定の麻薬は薬剤耐性を生じさせ、使用者は使用初期と同程度の効果を得

88) 于志剛「麻薬の定義は違法性を含むべきかどうか」検察日報 2007年5月8日。

89) 「中国禁毒法」https://www.gov.cn/flfg/2007-12/29/content_847311.htm。

るために、乱用量を次第に増やしていく傾向がある。その結果、体がますます弱くなり、最終的に中毒死を招くことになる。また、麻薬乱用者はしばしば針などの器具を使用し、ヘロインなどの麻薬を注射する。これはエイズなどの疾病の感染経路とおなりうる。麻薬は人の身体に深刻な危害を及ぼすだけでなく、人の心理的健康をも損なう⁹⁰⁾。さらに、麻薬乱用者の多くは、元の職を放棄し、麻薬の入手を自己の最優先の「仕事」と見なすようになり、麻薬を購入する資金を得るために、やがて麻薬の売買に関与し始め、「自己使用のために麻薬の売買を行う」（中国語で「以販养吸」と表現される）という形で、麻薬犯罪に手を染めるようになる。

その結果、麻薬は個人に対して多様な被害を引き起こすのみならず、社会全体の不安定化を招くものとして、中国においては極めて重大な社会的危害性を有するものと見なされている。

2.2 社会に対する危害

薬物犯罪が社会にもたらす危害についても、中国においては重視されている。第一に、薬物犯罪は家庭に深刻な影響を及ぼす。家庭は社会関係の基本単位であり、その安定は社会全体にとってきわめて重要である。とりわけ、家族の一員が薬物を乱用した場合、家庭は安定的な生活基盤を維持できなくなり、短期間に全財産を失うおそれすらある。このような事態は、社会の安定に対して無視できない脅威となる。

第二に、麻薬犯罪は社会経済に対して多大な損失をもたらし、治安秩序を著しく混乱させる。まず、逮捕を免れるために、麻薬犯罪者は、通常、秘密の手段を用いて、隠れた場所で取引をしなければならない。これにより、麻薬取引を隠蔽するために犯罪者は秘密裏に取引拠点を設け、いわゆるホットスポット（犯罪多発地区）を形成する。これらの地域では、住民の生活環境が悪化し、社会治安を混乱させる⁹¹⁾。次に、麻薬犯罪から得られた資金はマネーロンダリング（資金洗浄）を経て合法的資金に転換され、その結果、大量の不正資金が経済流通に流

90) 鄭・前掲注18) 9頁。

入する。この過程が経済活動をゆがめ、不健全な膨張を引き起こすことで、金融秩序にも深刻なダメージを与える⁹²⁾。加えて、麻薬取引・乱用と関連して、窃盗・強盗・売春・詐欺・汚職・恐喝・誘拐など多様な犯罪が増加する。ある地域の公安機関による統計では、過去数年間にそこで発生した各種刑事事件の約 70 % が麻薬乱用と何らかの形で関わっていると報告されている⁹³⁾。

麻薬犯罪が社会にもたらし得る多面的かつ広範な被害を踏まえ、その社会危害性は極めて重大であると評価されている。

2.3 国家に対する危害

中国政府は麻薬の取締は国家の安全、民族盛衰と人民の福祉に関わることで、厳しい麻薬取締を実行することは党と政府の一貫した立場及び断固とした主張であると強調し、法律文書などにおいてもその立場を示している。例えば、「武漢会議紀要」において、「麻薬取締の強化と管理は、平和な中国、法治国家としての中国の建設を強く推進し、国家の長期的な安定を維持し……重要な意義を持っている」。「国家の安全と社会の安定を維持するための高度の政治的必要性から、麻薬問題の重大性、長期性と麻薬取締の困難性、複雑性を十分に認識し、麻薬取締を行うにあたってより強い責任感、使命感と緊迫感を持たなければならない」として、国家の安全及び社会の安定を図る立場から麻薬の取締りを行うべきことを強調している。

以上より、麻薬犯罪はしばしば国家安全保障および政権の安定と深く結びついており、政治的要請に基づいて厳格な取り締まりが行われる傾向がある。そのた

91) 例えば、1992 年以前の雲南省硯山県の平遠町のように麻薬と銃器の売買、強盗などの情勢が極めて深刻な地域においては、一部の犯罪者が政府の法令を無視し、武器を不法に所持し、公然と政府に対抗していた。鄭・前掲注 18) 16 頁。

92) 1890 年代には、世界の麻薬貿易額は年平均 5,000 億ドル以上であったが、押収された麻薬の価値は世界貿易総額の 10% にも満たなかった。現在、世界の麻薬問題は加速的に拡散し、悪化しており、麻薬密売はすでに 170 以上の国と地域に関連しており、麻薬取引額は年 8,000 億ドル以上で、世界貿易総額の 13% に相当する。全世界の麻薬乱用者は 3 億人近くであり、毎年 20 万人以上が麻薬の乱用により死亡し、1,000 万人が麻薬によって労働能力を失っている。鄭・前掲注 18) 18 頁。

93) 鄭・前掲注 18) 17 頁。

め、中国では麻薬犯罪を国家に対する危害犯罪とみなし、その社会的危害性は一層重大であると位置づけられている。

(3) 学説の論争

麻薬犯罪における法的評価をめぐっては、当該犯罪の本質と保護法益に関する議論がまず必要となる。この点については、さまざまな学説が存在し、たとえば管理制度説、社会秩序説、国民健康説、国家安全説などが挙げられる。

① 管理制度説および社会管理秩序説

管理制度説および社会管理秩序説によると、麻薬犯罪は管理制度・秩序を害するため、処罰を受けるべきであるという。この学説は中国における麻薬犯罪の特性についての通説であるが、形式的な定義に過ぎず実質的な法益が見られないとの批判や⁹⁴⁾、「麻薬犯罪の保護法益として国家の麻薬管理制度が挙げられているが、これは麻薬犯罪の処罰範囲を説明するものではない」という指摘も見られる⁹⁵⁾。すなわち、麻薬犯罪の保護法益として「国家の麻薬管理制度」をいう場合、保護法益によって麻薬犯罪の違法性の具体的な差異を説明することはできない。例えば、麻薬の売買行為と麻薬植物の不正栽培行為は、「国家の麻薬管理制度」に違反するという点から見ると、違いはないが、法益侵害の程度には明確な違いがある。また、中国は麻薬の摂取や注射を禁止している。これらの行為も国家の麻薬管理制度に違反するが、犯罪とは規定されていない。社会管理秩序説にも同じ問題がある。

すなわち、これら二つの学説は実際には形式的な解釈であり、麻薬犯罪が実質的に危害する法益を解明していない。したがって、麻薬犯罪への死刑適用の正当化根拠としては、なお説得力に乏しいと言わざるを得ない。

同時に、処罰の合理性・一貫性および比例原則の観点から疑問点がある。その

94) 両説によれば、麻薬犯罪行為が成立するのは、国家の麻薬管理あるいは社会秩序に関する管理規定に違反する場合ということであるが、両説は、麻薬犯罪が侵害する法益や、この行為の社会危害性の実質的な特徴を明らかにしていない。呉爽「麻薬犯罪に対する死刑適用の難問に関する考察——死刑適用制限する観点からの考察」武漢大学博士論文14頁(2015)。

95) 呉・前掲注94)16頁。

典型例として、中国刑法典の「社会秩序を危害する罪」の章に定められた多衆脱獄罪との比較が挙げられる。第三百十七条二項において多衆脱獄罪に対して死刑が設けられて、「暴動して脱獄し、又は多衆集合し、凶器をもって被拘禁者を奪取した首謀者又はその他の積極的参加者は、十年以上の有期懲役又は無期懲役に処する。情状が特に重い場合は、死刑に処する。その他の参加者は、三年以上十年以下の有期懲役に処する」とされ、したがって、暴力を用いた者について情状が特に重い場合にのみ死刑を適用すべきことが規定されている。これに対して、麻薬を密輸、売買、運搬又は製造する罪においても、暴力を用いた場合は死刑が規定されているが、実務上暴力を用いていない場合にも死刑が多用されている。計画性のある暴力犯罪というべき多衆脱獄罪に死刑を適用するには少なくとも情状が特に重いことが要求されるのに対して、麻薬を密輸、売買、運搬又は製造する罪においては、武装・暴力が伴う場合に加えて、麻薬の数量が多い場合や集団犯罪の主犯である場合だけでも死刑が適用されている。

また、麻薬を密輸、売買、運搬又は製造する罪について、麻薬の流通によって社会秩序にもたらされる危害が極めて重大であるといっても、同章の三百三十条の伝染病及びその病原菌又は毒種⁹⁶⁾を拡散させえる犯罪行為とはそれほど差がない。しかし後者は、結果が特に重大な場合に、三年以上七年以下の有期懲役に処すると規定されるにとどまっている。

さらに、同章に規定されている他の犯罪と比較しても、麻薬犯罪に対してのみ、社会秩序への危害という社会危害性の観点から死刑を適用することは、刑罰の均衡という点から見て妥当とはいえない。このように、社会秩序説では、法律上麻薬犯罪の社会危害性に対する評価を十分に説明することができないことが明らかとなる。

② 国民健康説

国民健康説によると、麻薬はそれ自体の有害性によって乱用者の健康を害するだけでなく、麻薬の流通を通じて、依存症の蔓延によって国民の健康全体を損なう可能性があるため、麻薬犯罪は公共の安全を害する犯罪行為の一つであるとい

96) 細菌、真菌、ウイルスなどの毒性があるものを指す。

う。

すなわち、中国において、麻薬が薬品ではなく麻薬とされている理由は、麻薬の依存性にある。麻薬犯罪が独立した犯罪として規定されているのは、麻薬犯罪が麻薬の乱用の機会を提供しているからである⁹⁷⁾。もっとも、麻薬による国民の心身健康に対する侵害は間接的な侵害であり、国民の心身健康を直接的に侵害しているわけではない。つまり、麻薬は「依存性」と「国民の健康を侵害する」という「社会危害性」を有しているものの、その危害が現実化するためには、必ず人による乱用行為を媒介とする必要があり、そうした行為がなければ、麻薬自体が国民の健康に危害を与えることは不可能であり、関連する一連の社会問題を引き起こすこともない。

中国において国民健康説は通説ではないが、この立場から、麻薬犯罪に対する厳罰によって麻薬犯罪の未遂の認定を早め、それを麻薬犯罪の事前予防の手段とすることができると考える者もいる⁹⁸⁾。つまり、「刑法は、すでに国民の健康を侵害した麻薬犯罪を罰するだけでなく、事前に国民の健康を保護するために麻薬犯罪を規定している」ということである。実は、司法実務においても、販売目的の麻薬の購入が、売買の実行行為、あるいは麻薬の売買の既遂として認定されている状況も認められる。

したがって、この説からすれば、麻薬犯罪は、国民の健康を保護法益とする抽象的危険犯である。すなわち、「中国では、麻薬犯罪は単に麻薬が行為の対象となる犯罪だけではなく、行為の対象が麻薬の植物、種、苗などである犯罪も含む。厳密な意味で、法律条文に『制度に違反する』『もたらす』『十分である』などの程度・量の要件があれば、抽象的危険犯に相当する形式を指す』⁹⁹⁾と理解されている。まだ、薬物と依存症の蔓延による社会の崩壊という不安も薬物問題の範疇に含まれる¹⁰⁰⁾と主張する者もいる。危険物、化学物質、医薬品およびそれらの規制物質に対して、その拡散を防ぐために事前に規制することは、環境保護や食

97) 董曉松 = 李世清「麻薬犯罪重刑化の正当性拷問」雲南大学学报 23 卷 5 期 41 頁 (2010)。

98) 李世清『麻薬犯罪の刑罰問題に関する研究』54 頁 (中国檢察出版社、2011)。

99) 李・前掲注 98) 55 頁。

100) 金尚均「薬物中毒事犯対策に見る自由と安全と刑法」刑法雑誌 48 卷 (2) 267 頁 (2009)。

品安全などの国家レベルの領域でもしばしばなされる。国家の管理制度説とあわせると、一層の説得力があるように見える。国民健康説から麻薬犯罪を抽象的危険犯と理解すると、予防を早期に実現するためには、麻薬犯罪を処罰する必要があることになる。

ただし、たとえ国民健康説によって麻薬犯罪の処罰の必要性が認められるとしても、それが当然に麻薬犯罪に対する死刑適用の正当化根拠となるわけではない。現行刑法典第二章においては、公共の安全を害する犯罪として、放火罪などの犯罪が規定されており、その法定刑は一般的に3年以上10年以下の有期徒刑であり、重傷、死亡又は財産に重大な損失を与えた場合には、10年以上の有期徒刑、無期懲役又は死刑が科される。放火罪と比較すると、これに対して、麻薬犯罪においては、現実には死傷者を出すなどの具体的な結果が発生していなくとも、数量や態様によって死刑が適用され得る点で、明確な相違が存在する。このように、死傷の結果を要しない麻薬犯罪に対して、行為者の生命を奪う死刑を科すことが罪刑均衡に適っているとは言い難い。

③ 国家安全説

アヘン戦争の経験により、麻薬犯罪は中国国民にとって深刻な危害を及ぼす犯罪と見なされている。国家は一貫して、民族の興亡と国家の安全の観点から、麻薬犯罪の処罰に対する重要性和緊急性を強調している。国家は「禁毒人民戦争」を提唱し、「戦争」や「敵人撲滅」といった強い言葉を用いて、麻薬犯罪に対して最も厳格な取締を行う姿勢を鮮明にしている¹⁰¹⁾。

伝統的に、中国の国家安全理論は、基本的に軍事を中心に構築されてきた。国家安全理論は政治的安全、軍事安全、領土的安全、国防的安全などを含めて、国と国との関係を処理し、領土の安全を保護し、国家の統一を維持するように主張されている。例えば、「麻薬犯罪は多種の犯罪と絡み合い、中国の経済、社会及び国境国土の安全に関する非伝統的な安全領域において重大な脅威になっている」¹⁰²⁾という見解もある。もっとも、「国家安全説」は主に政府の政策文書にお

101) 董 = 李・前掲注 97) 39 頁。

102) 胡江 = 沙良旺「非伝統的安全視野下の麻薬犯罪管理モデル探究」河南警察学院学报 31 卷 2 期 15 頁 (2022)。

いて見られる立場であり、現行刑法典において麻薬犯罪は「国家の安全を危害する犯罪」の章に含まれていないことから、学界においてこの見解を支持する声は少ない。

④ 間接危害説

中国の刑法理論において、犯罪の客体は一般的に直接的に侵害した客体である。すなわち、犯罪客体が直接侵害するもの或いは社会関係を指す。麻薬犯罪は、犯罪発生の増加、社会風紀の乱れ、家庭の崩壊といった社会的現象と一定の因果関係を有しているものの、これらはすべて麻薬犯罪行為それ自体の直接的な結果ではなく、様々な要素が総合的に作用した結果として間接的に生じたものである。言い換えれば、「間接的な危害は、麻薬犯罪が必然的にもたらす結果ではないため、麻薬犯罪が間接的に危害を及ぼす可能性のある社会風潮、家庭安定などを犯罪の客体とすることは適切ではない」¹⁰³⁾。すなわち、これらの結果は麻薬犯罪の直接的に侵害する法益ではなく、麻薬乱用者の自発的な麻薬の購入及び乱用行為によって間接的に引き起こされる結果に過ぎない。しかし、この学説によれば、中国刑法が自己使用行為を処罰していないにもかかわらず、その間接的な社会的危害に着目して死刑を適用することは、明らかに罪刑均衡の原則に反すると指摘されている。

⑤ 非暴力犯罪説

麻薬犯罪においても特殊な場合には暴力を伴う可能性がある。例えば、刑法第三百四十七条に規定されているのは、武装して麻薬を密輸、売買、運搬又は製造する場合および暴力を用いて検査、勾留、逮捕に抵抗するなどの場合である。しかし、麻薬犯罪においては暴力の行使が必須ではなく、実際には多くの事案が非暴力的に行われていることから、「麻薬犯罪は典型的な非暴力犯罪である」とする見解も存在する¹⁰⁴⁾。例えば、袁林及び王力理は、「死刑によって奪われる犯罪者の法益とその犯罪行為によってもたらされる害とが同等である場合に、死刑は国家の犯罪者に対する処罰手段としてはじめて応報の正当性を有する」という観点から、「麻薬犯罪は非暴力犯罪であり、暴利を貪るものの、生命危害性がないと

103) 呉・前掲注94) 14頁。

104) 呉・前掲注94) 30頁。

いう特性において、殺人犯罪、テロ犯罪などの最も重大な犯罪と同一視することができない。そのため、麻薬犯罪に対する刑罰は殺人犯罪、テロ犯罪などの最も重大な犯罪より軽くすべきである」¹⁰⁵⁾と主張する。すなわち、麻薬犯罪者に生命を奪う死刑を適用することは、罪刑均衡原則に反し、応報の正当性も有しない。したがって、非暴力犯罪説においても、死刑の適用を正当化する根拠を提供することはできるとは言い難い。

⑥ 被害者なき犯罪説

被害者なき犯罪説は非暴力犯罪説に基づいて展開される学説であり、非暴力犯罪は、被害者の存在の有無により、被害者のいる犯罪と被害者のいない犯罪に分類される。麻薬犯罪は特定の直接的な危害対象がなく、被害者なき犯罪¹⁰⁶⁾と考えられる。すなわち、「麻薬犯罪には直接的な被害者が存在せず、また、外顯性、反倫理性、残虐性などの暴力犯罪の特性を備えていないため、通常見られるような被害者側からの強い訴えもなく、社会的にも死刑適用によって民衆の憤りを鎮める必要性が乏しい。そのため、被害者のない非暴力犯罪への死刑廃止に対して、民意（いわゆる「世論」）による強い反対も少ない」¹⁰⁷⁾とされる。

(4) 検討

麻薬と麻薬犯罪への認識と学説の検討を通じて、現在の中国における麻薬、麻薬犯罪に対する認識が基本的に非合理的であることが明らかとなった。

現在の麻薬犯罪に対する認識は、麻薬犯罪自体だけではなく、麻薬犯罪以外の要素をも考慮に入れている。社会管理秩序説、国家薬品管理制度説によると、麻薬犯罪の保護法益は、管理秩序や経済制度、社会制度自体という抽象的な保護法益であるが、麻薬犯罪によって生じる危害は人間の生命に対する危害と同視すべきではなく、それに対して殺人罪の場合と同様に死刑を適用し処罰することには明らかに正当性がない。非暴力犯罪説は、非暴力という特性に注目して麻薬犯罪の「社会危害性」を暴力犯罪とは比べものにならないものと考えている。国民健

105) 袁林＝王力理「麻薬犯罪死刑配置の理性的思考」東岳論叢2期177頁(2010)。

106) 呉・前掲注94)31頁。

107) 張・前掲注35)75頁。

康説は公共の安全の観点から麻薬犯罪を理解するが、麻薬犯罪が蔓延すると大きな社会的被害をもたらされると考えられるため、国民の利益を保護するために早期に刑罰が適用される必要があると主張する。しかし、麻薬犯罪は、放火罪などの人身に対する危害を引き起こす公共安全罪とは根本的に異なる。実際に危害結果がまだ生じていない場合なのに、甚大な「社会危害性」が生じる可能性があるという理由で人の命を奪う死刑を科すことには、明らかに説得力がない。

犯罪の性質から見ると、麻薬犯罪は人の命と健康を直接侵害するわけではない。中国の刑法学界の通説では、麻薬犯罪の保護法益は国家の麻薬管理制度或いは管理秩序であると考えられているが、その具体的な内容については、麻薬犯罪は社会風潮を破壊し、他の違法犯罪行為を誘発し、他人の心身や健康を深刻に危害し、社会管理秩序を妨害することなどが挙げられることが多い。しかし、麻薬犯罪が深刻な「社会危害性」を有しているとしても、直接に侵害した保護法益は制度、秩序などの非物質的利益であり、被害者の生命や健康を深刻に害する犯罪行為に比べると、「社会危害性」ははるかに小さい¹⁰⁸⁾。麻薬犯罪による生命及び心身の健康に対する侵害は直接発生するものではなく、麻薬犯罪行為と危害結果との間には、麻薬乱用行為という中間段階が存在する。中間段階である麻薬乱用行為のうち多いのは自己使用行為である。麻薬犯罪の危害結果は、麻薬中毒者個人の行為を介せずには実現されず、麻薬中毒者の生命、及び心身の健康に対する危害は、麻薬犯罪そのものが直接もたらすものではない。

つまり、麻薬犯罪の本質的な危害は国家麻薬管理制度に対する侵害であり、特定の被害者の人身に対する侵害ではなく、麻薬犯罪は本質的に被害者なき犯罪に属すると考えるべきである¹⁰⁹⁾。麻薬犯罪が被害者なき犯罪であり、直接的に個人の生命や健康を侵害するものではない以上、それを「最も重大な犯罪」ではなく、麻薬犯罪に死刑を適用することは甚だしく不合理と言わざるを得ない。

中国において死刑の存廃に関する研究を積極に行っている研究者の多くは、「麻薬犯罪への死刑適用を直ちに廃止することはできないが、その適用は最大限に制限されるべきである」と強調している¹¹⁰⁾。研究者たちは、歴史的経緯、国

108) 張・前掲注35) 70-71頁。

109) 趙秉志『死刑改革之路』554頁(中国人民大学出版社、2014)。

民感情、そして中国の国情を、死刑が依然として適用されている原因として挙げている。しかしながら、これらはいずれも、麻薬犯罪に対する死刑適用の正当化根拠としての説得力は十分ではないと言える。

2 麻薬犯罪に関する刑事政策と厳罰主義

中国では、「社会危害性」は犯罪の本質的な特性とみなされ、刑法の核心的な基準の一つであり、犯罪の認定、刑罰の適用、および司法裁量の各段階で重要視されている。しかし、「社会危害性」がそれほど大きくななくても、刑事政策上の必要性が考慮されることにより、現実には死刑が適用される可能性は依然として存在する。そのため、刑事政策の影響を検討する必要がある。

(1) 刑事政策

中国の刑事政策は、政府の犯罪情勢に対する認識に基づき、二つの類型に分類することができる。第一に、犯罪情勢を厳しく取り締まるためのもので、これは「厳打」と呼ばれる刑事政策である。第二に、犯罪の具体的な状況に応じて、適当な対策を講じ、寛大さと厳罰を組み合わせることで犯罪にふさわしい刑罰を与える「寛厳相済」という刑事政策である。同時に、死刑適用に関するものとして、「少殺・慎殺」及び「死刑を保留するものの、その適用を制限する」という方針もある。

① 「厳打」と「寛厳相済」の刑事政策

Ⅱで述べたように、中国は1979年の刑法第一条で「懲罰と寛大を結びつける刑事政策（中国語：寛大与懲办相结合刑事政策）」を明確に定めているが、1983年以降、重大な犯罪に対して「従重、従厳、従快（より重く、より厳しく、より速く）取締り」という「厳打」政策を導入した。それにより「懲罰と寛大を結びつける刑事政策」が損なわれた。一部の地方司法機関や法執行者は「厳打」政策

110) 梅伝強＝徐艳「毒品犯罪の刑罰適用問題思考——兼论毒品犯罪限制适用死刑」甘肃政法学院学报3頁（2006）、趙秉志「关于分阶段逐步废止中国死刑的构想」郑州大学学报（哲学社会科学版）5期105-107頁（2005）、周道鸾「人权保障与死刑限制」国家检察官学院学报4期3-14頁（2013）など。

を誤解し、厳罰の対象範囲が恣意的に拡大され、死刑の適用基準が引き下げられるとともに、死刑の適用件数も増加し、犯罪者の権利が著しく侵害されるようになった。その過程で、「司法機関および司法手続きそのものが形骸化し、裁判と言えるような司法活動すら見られるようになった」¹¹¹⁾。

このような「厳打」政策の行き過ぎた運用に対しては、多くの批判の声が上がった。その結果、「懲罰と寛大を結びつける刑事政策」の理念が再び強調されるようになり、最終的には「寛厳相済」へと発展を遂げた。すなわち、2006年の「調和の社会主義社会の構築に関する決定」において、刑事司法活動において、「寛厳相済」刑事政策が実施されるべきであると明示した。同年12月の『「寛厳相済」刑事政策の実施に関する意見』が公布され、その具体的内容が示された。2007年には、最高人民法院院長が、この政策の趣旨を詳しく説明し、重ねてその重要性を強調した。

麻薬犯罪への死刑適用は、まさに「厳打」刑事政策によって生まれたものである¹¹²⁾と考えられている。さらに、「厳打」刑事政策と「寛厳相済」刑事政策の関係については、陳興良、馬克昌らは、「厳打」政策が一時的措置に限定されるべきであると指摘している¹¹³⁾。つまり、「厳打」の刑事政策は、特定の歴史的時期において、社会治安が著しく悪化し、重大犯罪が頻発するという非常事態への対応として講じられた特殊かつ応急的な手段であり、恒久的に維持されるべき基本的刑事政策には含まれるべきではないとされている。むしろ、「厳打」政策は、漸進的に「寛厳相済」刑事政策へと移行されるべきであるという見解が示されている。したがって、もともと一時的な「厳打」政策に基づいて行われてきた麻薬犯罪への死刑適用が、「寛厳相済」という現行の刑事政策の下においてなおも継続されている現状については、妥当性に疑問が呈されている。

111) 王雲海「国際比較の視点からみる裁判員制度」一橋大学刑事法部門（編）、葛野尋之（編集代表）『裁判員裁判の現在——その10年の成果と課題』132頁（現代人文社、2021）。

112) 盧建平「死刑政策の科学的表現」中外法学3期616頁（2015）。

113) 趙秉誌「厳打に法律関係の思考」人民檢察1期（2001）、趙喜臣「厳打闘争理論と実践検討会の論述」法学雑誌4期（2002）、陳興良「寛厳相済刑事政策研究」法学杂志1-2期（2006）、黃京平「寛厳相済刑事政策の時代の意味とその実現方式」法学雑誌（2006）、馬克昌「寛厳相済刑事政策当議」人民檢察10期（2006）。

② 死刑刑事政策としての「少殺慎殺」

「寛厳相濟」の刑事政策とは別に、中国にはもう一つの死刑に関する刑事政策として、「少殺慎殺」が存在する。この「少殺慎殺」とは、死刑制度を直ちに廃止することなく、死刑の適用をできる限り抑制し、慎重に適用すべきであるという方針を意味する。すなわち、死刑を廃止せずに「少殺慎殺」の状態を維持することが、中国政府における死刑政策であり、かつその基本的な方針である。そして、この死刑政策の根幹は、主として毛沢東による死刑に関する一連の論述にその源流を見出すことができる。

毛沢東はまず、一部の重大犯罪については死刑存置を主張しつつ、その適用範囲を厳格に限定されるべきであるとしていた。例えば、彼は「晋绥幹部会議での演説」に「人民民主革命に対して積極的かつ真剣に反対し、土地改革を妨害する重大な犯罪者、すなわち『罪大惡極』の反革命主義者、覇権主義者に対しては、人民法院と民主政府が死刑を科すことは完全に必要かつ正当である。これをしなければ、民主主義は確立されない」¹¹⁴⁾という。その一方で、一貫して「少殺慎殺」の原則を主張する必要があることも強調されていた。

毛沢東の「現在の党の政策におけるいくつかの問題」という文書は、「我々は『少殺』を主張し、『乱殺』を厳しく禁止しなければならない。『多殺乱殺』を主張する意見は全く間違っており、大衆から切り離され、孤立してしまうだけである」¹¹⁵⁾と述べ、「少殺」という政策を主張した¹¹⁶⁾。また、1951年の「反革命運動の鎮圧に関する重要指示」でも、「反革命分子のうち、多くの女性を強姦し、多くの財産を略奪し、国家の利益を最も著しく損なった者などの、国民の憤りを引き起こす重大な罪を犯した者のみを死刑に処し、その他の者は全て二年執行猶予付き死刑にする」¹¹⁷⁾と述べられており、さらに1956年の「十大関係を論じる」の中でも、「少殺・慎殺」という政策方針をとるべきことを主張していた。毛沢東のこのような主張は「文化大革命」中には完全に放棄されたが、「改革開放」

114) 毛沢東『毛沢東著作選集（第4巻）』1306-1307頁（人民出版社、1991）。

115) 毛・前掲注114）1270-1272頁。

116) 毛・前掲注114）1271頁。

117) 毛沢東『毛沢東著作選集（第5巻）』42-45頁（人民出版社、1991）。

以後の中国においては、特に死刑の適用を制限しようとする場面において再び引用されるようになった。そして、この刑事政策は1980年代初頭以降の中国における刑事立法および刑事司法の運用に対して、極めて重要な意義を有するものとなった¹¹⁸⁾。

(2) 厳罰主義

中国において麻薬犯罪に対して厳罰を科し、死刑を多く適用している理由は、単一ではなく、歴史的、政治的、現実的原因が絡み合った結果である。以下では、まずその歴史的原因を見ていく。

① 歴史的原因

歴史的原因としては、麻薬が中国人にとって極めて苦痛な歴史的体験と結びついていることが挙げられる。とりわけアヘン戦争は、その象徴的な出来事である。「アヘン戦争という苦しい経験を持つ中国にとって、麻薬の密輸・製造・運搬といった行為は、単なる犯罪活動としてではなく、中華民族を滅ぼしかねない重大な行為として認識されており、そのため薬物犯罪に特に厳しい姿勢をとっている」¹¹⁹⁾という。実際、中国は、アヘン戦争以降、麻薬を「亡国を招く毒薬」とみなすようになり、麻薬犯罪を極めて重大な犯罪として位置づけ、厳罰に処すべき対象と考えようになったのである。

もっとも、中国において麻薬問題は単なる一時的な偶発事件ではなく、近代中国が経験した外国からの侵略、政権の混乱、経済体制の崩壊、社会構造の瓦解といった歴史的文脈と深く結びついている。アヘンの蔓延は、数百万人規模の中毒者を生み出し、家族の破壊、生産力の低下を引き起こし、国家と社会の基盤を深刻に損なった。このような歴史的経緯から、中国における麻薬問題は単なる公衆衛生や治安の問題にとどまらず、民族の存亡や国家の独立に関わる歴史的トラウマとして理解されている。

さらに、歴史を遡ると、麻薬を通じて社会を統制し、進歩的勢力を抑圧するという制度的な操作も存在した。このように、麻薬の放任や利用は、一部の国家機

118) 張・前掲注35) 114頁。

119) 王・前掲注31) 112頁(2008)。

構の腐敗の現れでもあり、中国における麻薬問題が「歴史的責任」であるという評価の根拠となっている。新中国成立後の麻薬政策は、単なる法制度上の措置にとどまらず、国家が社会秩序を再び掌握し、民族独立を体現するための政治的象徴でもあった。すなわち、現代中国における禁毒政策は、歴史的なトラウマに対する応答であり、過去の清算としての「歴史的責任」の延長線上に位置づけられるのである¹²⁰⁾。

② 政治的原因

中国が麻薬犯罪に対して死刑の適用に固持している原因の一つとして、政治的原因、すなわち、共産党の「一党支配」原則との繋がりという政治的な正当化根拠があるという指摘もある¹²¹⁾。

つまり、中国共産党と政府の公式的歴史観からすると、中国の近代史は1840年に起こったイギリスとのアヘン戦争から始まったものであって、アヘン戦争をきっかけに、それ以後の中国は、1949年にできた共産党政権までは西洋列強によって侵略されて、「半植民地」化せられた時代であった。……このように、中国共産党と政府ないし中国社会全体にとっては、アヘンなどの麻薬行為は、ただの一般犯罪ではなく、むしろ、「中華民族」、そして「中国」という国家を根本から滅ぼすような重大な政治的破壊行為であるように認識、理解されている。

アヘンなどの麻薬行為はこのように中国の近代史との関連で中華民族そして『中国』という国家の存亡にかかわる重大な問題として位置づけられると同様に、……つまり、アヘンなどの麻薬と戦ってそれを絶滅させたことは中国共産党の重大な業績の一つとされており、その業績が今日の『一党支配』原則の根拠の一つとして意義づけられているのである¹²²⁾。

また、王雲海は、麻薬犯罪に対する死刑適用の理由について、「具体的にいえば、麻薬犯罪は中華民族の存亡に関わる重大な行為であるので、死刑も含む厳罰で対応すべきである。同時に、中国共産党がかつて麻薬を根絶させたことは中国共産党こそ中国を指導し、『一党支配』を行うべき正統性の一つとされるのに、

120) 苏智良『中国毒品史』8-15頁（上海社会科学院出版社、2023）。

121) 王雲海「中国の死刑制度とその歴史的政治性」一橋法学第15巻第2号544頁（2016）。

122) 王・前掲注121) 545頁。

麻薬行為に甘くしてその氾濫を許すと、中国共産党の指導能力そして『一党支配』原則の正統性（正当性）上の問題になりかねない。」と述べている¹²³⁾。

つまり、アヘン戦争の歴史に根ざした「中華民族の存亡」という麻薬犯罪に対する重大な危害性の認識と、麻薬の根絶が共産党の重要な業績の一つとされ、それが決して損なわれてはならないという政治的配慮とが相まって、麻薬犯罪への死刑適用が正当化されているのである。

③ 現実的原因

現実的な原因として、麻薬犯罪に対する厳罰化にはさまざまな原因があるが、とりわけ重要なのは次の二点である。第一点に関しては、麻薬犯罪への死刑適用がペナルポピュリズムの現れであると指摘されている。すなわち、麻薬犯罪に対して厳しい態度を示し、死刑を多用して処罰することは、現実において民衆の処罰感情に迎合した結果であり、ペナルポピュリズム的圧力の下で形成されたものである。実際、現行刑法典に対する第8回目の改正の際に、一部の研究者は麻薬犯罪に対する死刑を廃止することを提案した。しかし、結局、この提案は採用されなかった。その主な理由の一つは、まさにペナルポピュリズムの影響であると指摘されている¹²⁴⁾。

麻薬犯罪に対する厳罰化の現実的な原因の第二点として、現在においてもなお麻薬犯罪の情勢が依然として厳しいことが挙げられる。例えば、2016年から2021年までの「中国における麻薬犯罪情勢報告」によると、麻薬犯罪の撲滅キャンペーン及び一連の麻薬犯罪への専門的な対策の実施により、麻薬犯罪の発生件数は一定程度減少傾向を示しているものの、全体としてその情勢は依然として厳しいとされている。同報告は、特に以下の六点において、情勢が極めて深刻であることを強調している¹²⁵⁾。

第一に、麻薬犯罪事件で押収される麻薬の数量は増加している。第二に、麻薬乱用者数が緩やかに増加し、特に若年者が多くなっている。乱用される麻薬の品

123) 王・前掲注121) 545頁。

124) 胡江＝厳迪斯「刑罰ポピュリズム主義の観点から見た死刑存廃に関する考察」山西警察学校学報28巻1期5頁（2020）。

125) 2016年から2021年までの「中国における麻薬犯罪情勢報告」を参照する（<http://www.nncc626.com/gjjdb/bg.htm>）。

種もより多様化している。第三に、いわゆる「ゴールデン・トライアングル」、「黄金の三日月地帯」及び南米などの海外から中国への麻薬の浸透が激化し、雲南、広東、広西などの国境、臨海地域の麻薬密輸犯罪件数は依然として高い水準にある。第四に、麻薬製造犯罪の情勢が特に厳しくなっており、大規模な麻薬製造事件が増加している。麻薬撲滅キャンペーンの実施を通じて、広東、四川などの地区での麻薬製造犯罪の蔓延は、ある程度抑制されたが、麻薬製造の拠点が内陸の他の地区に移転しつつある。第五に、外国人の麻薬売買活動は増加傾向を呈し、海上麻薬密輸活動は明らかに増加している。第六に、麻薬犯罪と銃器関連犯罪、マネーロンダリングなどの犯罪との関連が増加している。麻薬売買行為の暴力性が増大し、法執行者に対する危険が増大している。

上述のような認識に基づき、中国の政府および司法機関は、麻薬犯罪の情勢が依然として厳しいであることを理由に、厳罰の必要性を強調している。例えば、「武漢会議紀要」は、「厳しい麻薬犯罪情勢に直面して、各級の人民法院は引き続き法律に基づいて麻薬犯罪を厳しく処罰する指導思想を堅持しなければならない。特に、麻薬密輸、製造、大口の麻薬売買などの犯罪、職業犯、累犯、再犯などの主観的悪性が深く、人身に対する危険性が大きい麻薬犯罪者を厳しく打撃し、断固として法律に基づいて重刑および死刑判決を下すべきである」と述べている。

(3) 検討

上述した諸理由・諸主張の中でも、刑事政策、特に「厳打」刑事政策は、麻薬犯罪に対する死刑適用に最も大きな影響を与えている。

死亡結果が生じていない麻薬犯罪は、法律上は死刑が適用可能であるのみならず、実務上の死刑適用率が他の一般的な犯罪より明らかに高い。また、民憤を鎮め、治安を維持するという観点から、一般予防の必要性が高い場合、「厳打」刑事政策のようなキャンペーン型の刑事政策の下で死刑が適用され、罪刑均衡の原則が軽視される。短期的には、こうした厳罰措置が麻薬犯罪の発生件数をある程度抑制し、潜在的な犯罪者に対する抑止効果を発揮することもあるが、「厳打」が終了すると犯罪情勢は急速に悪化し、処罰の厳格さの変動がかえって犯罪の深刻化を招き、最終的には犯罪件数の増加という逆効果をもたらす。すなわち、

「厳打」に基づき政策は、刑事政策として持続的合理性を欠くものであると考えられる。

3 民意の影響

中国においては、党が国民の代表として、民意応答し、適切に対応する責務を負っているとされている。そして、麻薬犯罪が多発する状況においては、これに対する厳罰を求める国民の声が、世論調査やインターネット上の意見として反映されることは多い。このような民意に対応しなければ、「民憤」の拡大を招き、社会の不安定を引き起こす可能性が高いとされている。このような観点からすれば、「民意の動向」もまた、社会危害性の一種として捉えることができよう。したがって、民意に関する議論も重要になっている。

(1) 民意に対する認識

古い時代から、中国の先賢たちは、民意が国の統治における重要性を認識していた。そのため、指導者が世論を重視する理論と実践は、伝統的な政治理論に含まれ、重要な位置を占めてきた¹²⁶⁾。

近代において、民意は国家行政に対する国民の社会政治的態度として位置づけられ¹²⁷⁾、ブルジョア民主主義の確立と発展とともに、国家にとって民意はますます重要なものとなり、近代社会制度を運営する基盤の一つとして広く認識されるようになった¹²⁸⁾。

しかし、調査方法の制約により、民意の全体像を把握・理解することは困難である。一方、中国は広大な国土を有しており、民意の調査対象は広範な地域に分散しているため、公共的な問題について社会のすべての成員の意見を網羅的に聴取することは事実上不可能である。また、民意とは人々の社会的意識の主観的な表現であり、多様な社会的変数によって左右される可変的かつ不確定な性質を有している。そのため、実体的な事実としての民意を把握・理解することはより一

126) 何・前掲注74) 264頁。

127) 王来華『民意調査入門』32頁(天津社会科学出版社、2003)。

128) 何・前掲注74) 265頁。

層困難である¹²⁹⁾。さらに、民意は、明確に統一された集団意思として存在するものではなく、個々の意見や態度が複雑に絡み合って表現される集合的な現象である。したがって、その性質は、不安定であり、流動的、かつ時に強圧的でありながら、潜在的・異質的・両極的な側面をあわせ持つ¹³⁰⁾。

(2) 民意調査の現状

近年、中国では、一部の研究機関、メディア、研究者らによって、中国における死刑制度に関する世論を対象とした実証的研究が試みられ始めている。

まず、死刑の規定数および判決数の多さに関しては、「多い」という回答と「妥当」という回答の双方が多く見られる。例えば、1995年に中国社会科学院法学研究所が初めて行った死刑制度に関する調査（調査1）では、調査対象者の死刑に対する態度は、(1) 中国の死刑判決は多すぎると思うと回答した者が3.04%、(2) 多いと思うと回答した者が42.2%、(3) 妥当だと思うと回答した者が31.48%、(4) 少ないと思うと回答した者が22.47%、(5) 死刑はどんな犯罪に対しても科されると思うと回答した者が0.78%であった¹³¹⁾。2003年3月に西北法律学院の賈宇教授が1,873人の学部生を対象に実施した調査（調査2）の結果は、(1) 中国の現行刑法典における死刑規定が「多すぎる」と回答した者が9.6%、「多い」と回答した者が23.8%、「適度」と回答した者が44.4%、「少ない」と回答した者が19.7%であった。また、選択しなかった人は2.5%であった。(2) 死刑制度の存廃については、存置派が75.6%、廃止派が24.1%、選択しなかったと回答した者が0.3%であった。

そして、死刑廃止と存置については、2003年1月10日から27日まで、中国のネット大手である「網易」が世論調査（調査3）をオンラインで実施し、合計16,612人が参加した。回答結果は、(1) 「中国の現状では死刑を廃止するのは尚早である」と回答した者が6,558人（39.5%）、(2) 「死刑を廃止するのは人類の

129) 俞国明＝劉夏陽『中国民意研究』3頁（人民出版社、1993）。

130) Burns＝James Macgregor（譚久君ほか訳）『Government by the people（米国式民主）』340頁（中国社会科学出版社、1993）。

131) 胡雲騰『存置と廃止——死刑制度の基礎理論の研究』335頁（中国検察院出版社、1999）。

進歩であり、廃止すべき」と回答した者が1,471人(8.9%)、(3)死刑を廃止するには、「中国の人口が多すぎ、犯罪率が高すぎる」と回答した者が3,178人(19.1%)、(4)「死刑は犯罪を処罰する最も効果的な手段ではなく、廃止されるべき」と回答した者が1,033人(6.2%)、(5)「残虐すぎる犯罪者については死刑に処さないと恨みを解消できない」と回答した者が4,101人(24.7%)、(6)「わからない」と回答した者が1.6%であった。

この結果は、武漢大学刑事法研究センターとマックス・プランク外国刑法および国際刑法研究所による共同調査研究(調査4)とも一致する。この調査では、(1)中国における死刑制度の位置づけと役割について、「現在の中国の刑罰制度において死刑制度が重要な位置を占めている」と回答した者が96.7%、「死刑制度は重要ではない」と回答した者が3.3%であった。死刑の存廃については、91.2%の者が死刑存置を支持しており、8.8%の者が死刑廃止を主張した。(2)中国における死刑制度の存在理由については、「国民の伝統的な信仰が死刑の存続に最も大きな影響を及ぼしている」と回答した者が65.1%となった。次いで、「犯罪発生率」が55.4%であった。もっとも回答した者が少なかったのは「司法資源の節約」で17.4%であった。また、少数ではあるが、それ以外の理由も存在すると回答した者もいた。(3)死刑の制限については、極めて少ない0.4%が「直ちに廃止」を選択し、「漸進的廃止」は24.3%、「死刑を制限し、減少させ、重大犯罪には死刑を存置する」が73.9%であった。(4)中国における死刑廃止の障害については、「国民、特に被害者遺族が大きな障害である」とする回答が84.2%、「死刑の代替刑の選択が困難である」が46.8%であった。一方、43.3%は、「刑務所制度への圧力が廃止の障害である」と回答した。「死刑廃止に支障はない」と考えている人は、ごく少数の2.6%であった。また、「中国は諸外国にならって死刑を直ちに廃止すべきか」という質問に対しては、「すべき」が10.8%、「すべきでない」が88.9%であった¹³²⁾。また、死刑を支持すると回答した者のうち、50%以上が、死刑は故意殺人、麻薬売買、故意傷害致死、14歳未満の少女を姦淫する場合にのみ適用されるべきであると回答した¹³³⁾。

132) 武漢大学刑事法研究センター『中国における死刑制度改革に関する研究——死刑制度に関する世論調査研究報告書』68頁(2008)。

さらに、死刑の重大性についての調査研究によれば、「中国は毎年過剰に死刑を執行している」という意見に対して、回答者のうち、50% は現在の死刑執行数が多すぎると感じていることが明らかとなった。この結果は、現在の基準よりも死刑執行数を増加させた場合、少なくとも国民の半数の支持を失う可能性があることを示している¹³⁴⁾。この場面から理解すれば、民意は、死刑の適用を認める一方で、その適用をより制限することを望んでいると言える。

残念ながら、中国における死刑民意調査研究は依然として少なく、とりわけ麻薬犯罪に特化した実証的調査はほとんど存在しない。この点について、「麻薬犯罪に対する死刑制度改革の進展は、既存の実証研究が麻薬犯罪への死刑の支持率と抑止効果に関する疑問にまだ答えることができていないという事実によって大きく制約されている」¹³⁵⁾と言われる。ただし、麻薬犯罪への死刑適用と死刑適用一般に関する民意調査も、一定程度において国民の麻薬犯罪への認識と態度を反映していると考えられる。既存の調査研究から、死刑制度に関する中国国民の民意の特徴が浮かび上がってくる。

第一に、民意は、一般市民、専門家を問わず、依然としてかなり高い割合で死刑を支持している。例えば、調査2では、75.6% の回答者が明示的に死刑存置を支持している。調査4では、91.2% の人が死刑を支持している。

第二に、歴史的発展の視点から見ると、国民の死刑への依存度は低下傾向にある。1995年に中国社会科学院が行った調査では、「中国には死刑判決が多すぎる」と回答した者はわずか3.04%であった。2000年以降に行われたいくつかの調査によると、中国では死刑制度に反対する人の数が増加傾向を示している。例えば、調査2では、死刑廃止を支持する人が24.1%であった。調査4では、「死刑廃止は人類の進歩の証であり、中国は死刑を廃止すべきである」と回答した者は8.9%であった。また、調査4において死刑の適用に明確に反対した人の割合は、専門家では8.8%、一般市民では14%であった。このような死刑廃止派の増

133) 武漢大学刑事法研究センター・前掲注132) 68頁。

134) 白建軍「中国における民衆の刑法の偏向」中国社会科学1期154頁(2017)。

135) 江潮「麻薬犯罪の死刑制度に対する弁護士意見の実証研究」清華法学14巻05期80頁(2020)。

加傾向の理由は、中国の経済・社会の発展による人権概念の向上、死刑の機能に対する国民の科学的理解の深化、近年の中国の刑事政策と重要な関係があると思われる¹³⁶⁾。

第三、麻薬犯罪に対する死刑適用に関する特定の世論調査結果は存在しないものの、既存の調査結果から見ると、世論の中には依然として麻薬犯罪に対して死刑を適用すべきであると考える割合が相当高いことが示されている。さらに、麻薬犯罪に対する死刑支持の割合は、故意傷害致死罪などの重大な暴力犯罪とほぼ同じ比例である。この傾向は、中国における厳しい麻薬犯罪の現状、既存の司法執行、さらには広範な麻薬取締に関する宣伝による国民の麻薬犯罪への危険性の認識など、複数の原因と関連している可能性がある¹³⁷⁾。

以上のように、現段階における中国の麻薬犯罪への死刑適用に関する民意は、依然として死刑存置支持が多数を占めている。しかし、麻薬犯罪の実態及びその刑罰への理解が深まることで、死刑廃止に向けた世論形成に資する可能性がある。すなわち、現在すでに死刑廃止を支持する意見は増加しており、今後さらに理性的な認識が広まれば、廃止派の増加が一層期待できる。

(3) 検討

中国では、麻薬犯罪への死刑適用は、単に法的責任の追及にとどまらず、麻薬犯罪者に対して歴史的責任（麻薬の蔓延による国家転覆の危険をもたらす責任）をも追及しているように見える。この点を明確に認識する必要がある。しかし、麻薬犯罪に対する合理的な処罰の前提は、歴史的・政治的原因を中心的根拠とするのではなく、麻薬犯罪が現実にもたらす社会的害悪を正確に理解・把握し、それに応じた応報・予防の観点から量刑を判断することである。特に、死刑を麻薬犯罪への対応手段として道具的に利用し、濫用することは適切とは言えず、また世論に対しても悪効果を及ぼしかねない。なぜなら、死刑判決が下されれば下されるほど、かえって死刑に対する世論の支持が強化される傾向がある。死刑判決

136) 何・前掲注74) 273頁。

137) 贺志军「论我国死刑改革的罪刑选择及民意引导——基于死刑民意实证调查数据的分析」中国刑事法雜誌1期111-112頁（2009）。

の濫発を抑えることによって、死刑を求める世論の圧力をも緩和できる可能性があると考えられる。

また、民意を過剰に重視することは、刑法の本来の機能に対して消極的な影響を及ぼす可能性もある。近年では、司法が社会的機能を過剰に担っているとの指摘もされている。例えば、司法は社会生活における強者と弱者の格差を解消するために用いられるべきという指摘がしばしば示される¹³⁸⁾が、このような観点から刑事司法が運用される場合、犯罪の事実認定や法的な問題点がかえって軽視されるおそれがある。刑法の枠組みの中で社会問題に対処しようとすることは、刑法に対して本来予定されていない機能、すなわち社会問題を解決する機能を刑法に持たせようとするものであるが、その妥当性には疑問が残る。

特に、社会的関心の高い刑事事件においては、裁判の結果が国民の期待と異なる場合、国民の怒りを招きやすい。判決内容が法律に則っているにもかかわらず、法的知識の不足や被害者への感情的な共感が先行し、司法の公正性に対する疑念が生じることがある。

民意は国民感情として、否応なく犯罪行為の社会危害性を構成する一要素と見なされている。このことは、麻薬犯罪が中国において重大な犯罪とされている理由の一つにもなっている。しかし、民意そのものを「社会危害性」の大きさと考えることは、歴史的や政治的原因を「社会危害性」に取り入れる判断と同様に、罪刑法定主義や責任主義からの逸脱につながる。死刑という極刑を適用する際には、あくまで犯罪行為自体の危険性を基にその処罰の合理性を認定すべきである。さらに、民意は煽動や誘導の影響を受けやすく、変動幅の大きい不安定な要素であるため、これを過度に参考にして死刑の適用を判断することは、死刑濫用のリスクを著しく高めることになりかねない。

4 小括

本稿のⅤの検討で明らかになったように、現在の中国における麻薬犯罪への死

138) 徐光華「事案主体の身份の特徴から影響力のある刑事訴訟における司法と民意——2005年—2014年『南方週末』に選ばれた影響力のある刑事訴訟事案55件を例として」暨南学報3期83-91頁(2015)。

刑適用の理由として、①麻薬と麻薬犯罪に対する認識、②厳罰主義下の刑事政策、及び③民意の三つが考えられる。

麻薬犯罪がどの程度重大であるかについては、なお評価がまだ不明確である¹³⁹⁾。しかし中国においては、政策的観点から、麻薬犯罪は常に重大な犯罪と位置づけられており、政府や司法機関は死刑適用に対して一見慎重な態度を示しつつも、実際には厳罰主義を貫き、麻薬犯罪に対して死刑を維持・適用しようとする明確な姿勢を示している。そして、麻薬犯罪に対するこのような厳罰の姿勢を支えている理由としては、第一に、歴史的にはアヘン戦争を契機とした国家的危機と、それに伴う民族的トラウマが、麻薬犯罪への強い憎悪感情を社会に根付かせてきた。第二に、政治的にも、共産党が麻薬の根絶を一つの「業績」として強調してきた結果、麻薬犯罪に対する死刑適用の正当化が制度的に支えられている。第三に、現実の問題として、麻薬犯罪の情勢は依然として厳しく、治安維持などのために、引き続き厳格な麻薬犯罪対策を実施する必要があるとされている。加えて、死刑適用に関する各種の調査報告からは、麻薬犯罪への死刑適用について依然として高い国民の支持が確認されている。このような世論の傾向は、政府が麻薬犯罪に対して厳罰主義を維持・強化することにも一定程度正当化しているとも言える。

以上の分析を通じて、現在の中国における麻薬犯罪への死刑適用は、麻薬の社会危害性に関する歴史的・政治的背景に根差した認識を前提としつつ、民意の影響を受けながら、厳罰主義に立脚した刑事政策の下で正当化され、維持されてきたと言えよう。すなわち、死刑の適用は単なる法的判断というよりも、歴史、政治、社会的要請が複雑に絡み合う中で形成された政策的対応としての側面を強く有しているのである。

139) 実際、現行の判例や司法解釈においても、麻薬犯罪それ自体の危険性を中心とした評価基準は明示されておらず、その「社会危害性」の大きさが体系的に論じられているとは言い難い。

VI おわりに

本稿では、麻薬犯罪に対する死刑適用の歴史的展開をたどることによって、特定の歴史的・政策的背景の中で形成されてきた結果であることを明らかにする点にある。このような歴史的視点からの検証は、現行の死刑適用制度の妥当性を見直すための重要な視座を提供するものである。とりわけ、麻薬犯罪の「社会危害性」に関する認識が、アヘン戦争以降の歴史的経験や政治的要請に根差した不合理な観念に影響されており、加えて、一般予防効果に対する偏重や、民意の動向に過剰に依拠する傾向が、死刑適用の正当化根拠として機能してきたことを明らかにした。しかし、これらはいずれも、責任主義に照らせば、死刑適用を正当化する根拠としては不十分である。麻薬犯罪への死刑適用は、社会の安定や国家統治を優先する刑事政策的判断によって正当化されてきた側面が強いが、「厳打」政策には人権保障や司法の独立性の観点から見過ごせない弊害があることが明らかになった。今後は、麻薬犯罪に対する死刑適用をいかに抑制し得るかという問いに向けて、研究を続けていきたい。